

昭和五十三年三月十七日(金曜日)
午後零時五分開会

國務大臣

北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法は、北海道における寒冷がはなはだしい特定の畑作地域を寒冷地畑作振興地域として指定し、また、南九州畑作営農改善資金金融通臨時措置法は、夏期における降雨量がきわめて多く、かつ、特殊な火山噴出物で覆われている南九州の特定の畑作地域を南九州畑作振興地域として指定して、それぞれ、これらの地域内の農業者で営農改善計画を立て、これに基づいて営農の改善を図ろうとするものに

改正の第一点は、この二つの當農改善資金の貸し付けを受ける資格の認定の申請期限を五年間延長して、昭和五十八年三月三十一日までとするのとであります。

達成させることとしております。

改正案の第二は、北海道寒冷地畑作営農改善資金及び南九州畑作営農改善資金の使途の範囲の拡大であります。

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第二四三三号 昭和五十三年二月二十二日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道斜里郡清里町向陽 堀川

秀雄外二百十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第二四四四号 昭和五十三年二月二十二日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道斜里郡清里町向陽 藤田好

吉外百六十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第二四五三三号 昭和五十三年二月二十三日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道富良野市末広町二ノ八

金川真啓外二百四名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第二四六一号 昭和五十三年二月二十三日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 茨城県水戸市千波町五〇八ノ六

関谷恵美子外五百二十名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第二四九七号 昭和五十三年二月二十三日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道富良野市末広一七ノ五

菊地捷介外五百十一名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第二四九八号 昭和五十三年二月二十三日受理

国民のための国有林経営に関する請願

第八部 農林水産委員会会議録第三号 昭和五十三年三月十七日

請願者 秋田県北秋田郡田代町外川原中

岱 稲葉清三外百十五名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第二五一八号 昭和五十三年二月二十三日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道斜里郡清里町緑町 千葉

利雄外百九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第二五一九号 昭和五十三年二月二十三日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道斜里郡清里町一、二七五 伊

藤 一外三百五十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第二五二〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道川上郡清水町北三条七丁

目 水島友和外二百八十五名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第二五四五号 昭和五十三年二月二十三日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道余市郡赤井川村赤井川

森岡利光外百五十名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

三月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

(農業災害補償法の一部改正)

第一条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

第一章 総則(第一条―第十四条の二)

第二章 農業共済団体の組織

第一節 組合員(第十五条―第十九条)

第二節 設立(第二十条―第三十条)

第三節 管理(第三十一条―第四十五条の二)

第四節 解散及び清算(第四十六条―第五十八条)

第五節 登記(第五十九条―第八十二条)

第三章 組合等の共済事業

第一節 通則(第八十三条―第九十三条)

第二節 農作物共済及び畜産共済(第九十四条―第一百十条の二)

第三節 家畜共済(第一百十一条―第一百二十条)

第四節 果樹共済(第一百二十条の二―第一百二十条の十一)

第五節 畑作物共済(第一百二十条の十二―第一百二十条の十八)

第六節 園芸施設共済(第一百二十条の十九―第一百二十条の二十五)

第七節 任意共済(第一百二十条の二十六―第一百二十条の二十七)

第四章 農業共済組合連合会の保険事業(第二百一十一条―第二百三十二条の二)

第五章 政府の再保険事業(第二百三十三条―第二百四十二条)

第五章の二 監督(第二百四十二条の二―第二百四十二条の八)

第六章 補則(第二百四十三条―第二百四十五条)

第七章 罰則(第二百四十六条―第二百四十八条)

附則

第十三条の四中「前二条」を「第十三条の二から前条まで」に改め、「第十三条の二の下」及び前条を加え、同条を第十三条の六とし、第十三条の三の次に次の二条を加える。

第十三条の四 国庫は、畑作物共済につき、第二百二十条の十四第一項の畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者の住所の存する第二百二十条の十五第一項の区域又は地域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率を乗じて得た金額の五分の三に相当する金額を負担する。

第十三条の五 国庫は、園芸施設共済につき、組合員等の支払うべき共済掛金の二分の一に相当する金額(その金額が主務大臣の定める金額を超える場合にあつては、その主務大臣の定める金額)を負担する。

第十五条第一項第五号中「第八十三条第一項第五号」を「第八十三条第一項第七号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 第八十三条第一項第五号の畑作物共済事業を行う農業共済組合にあつては、その行う畑作物共済においてその共済目的の種類とされている農作物につき栽培の業務を営む者

六 第八十三条第一項第六号の園芸施設共済事業を行う農業共済組合にあつては、第八十四条第一項第七号の特定園芸施設を所有し又は管理する者で農業を営むもの

第八十三条第一項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 畑作物共済

六 園芸施設共済

第八十四条第一項中「第五号」の下に、「畑作物

物共済にあつては第六号、園芸施設共済にあつては第七号を加え、同項に次の二号を加える。

六 共済目的

ばれいしよ、大豆、小豆、いんげん、てん菜及びさとうきび(省令で定める品種に属するもの及び省令で定める栽培方法により栽培されているものを除く。)並びに第一号の農作物、桑及び果樹以外の農作物で政令で指定するもの

共済事故

風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。)の用に供する施設(以下施設園芸用施設という。)のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設(これに附属する設備を含むものとし、省令で定める簡易なものを除く。以下特定園芸施設という。)

七 共済目的

共済事故

風水害、ひょう害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

第八十四条第三項中「及び同項第四号の果樹」を、「同項第四号の果樹、同項第六号の農作物及び施設内農作物」に、「建物、農機具」を「特定園芸施設及び附帯施設以外の建物及び農機具」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

次に掲げる物は、定款の定めるところにより、特定園芸施設に併せて園芸施設共済の共済目的とすることができ、

一 省令で定める施設園芸用施設(特定園芸施設を除く。)であつて、特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの(以下附帯施設という。)

二 特定園芸施設の内部で栽培される農作物(農作物共済、蚕繭共済、果樹共済及び畑作物共済に係る農作物その他省令で定める農作物を除く。以下施設内農作物という。)

第八十五条第十項中「行なう」を「行う」に、「第八十三条第一項第四号」を「第八十三条第一項第四号から第六号まで」に改め、同条第十四項中「第八十三条第一項第五号」を「第八十三条第一項第七号」に改める。

第八十五条の四第一項第四号中「果樹共済」の下に「又は畑作物共済」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項第五号中「任意共済」を「園芸施設共済又は任意共済」に改め、同条第二項中「家畜共済」の下に「園芸施設共済」を加え、同条第三項中「家畜共済」の下に「園芸施設共済」を加え、「払い戻す」を「払い戻さなければ」に改め、同条第四項中「払い戻す」を「払い戻す」に改め、「家畜共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、同条第五項中「行なう」を「行う」に改め、「果樹共済」の下に「若しくは畑作物共済」を加える。

第八十五条の七中及び第二項を「から第三項まで」に、「第一号から第四号まで」に掲げるものとする。」「を「第一号から第六号まで」に掲げるものとする。」「と、第八十四条第三項中「定款」とあるのは「共済事業の実施に関する条例」に、「第八十三条第一項第四号」を「第八十三条第一項第四号から第六号まで」に改める。第八十五条の八第一項中「果樹共済」の下に「及び畑作物共済」を加える。第九十三条第二項中「果樹共済」の下に「畑作物共済、園芸施設共済」を加える。

第九十六条中「施設」の下に「(次条第一項に規定する施設に該当するものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第九十六条の二 組合等は、定款等の定めるところにより、家畜共済に付した家畜の診療のため必要な施設をすることができ、

組合等は、その事業に支障がない場合に限る。定款等の定めるところにより、家畜共済に付していない牛、馬又は豚につき前項の施設を利用させることができる。

第九十九条第一項第六号中「第二百二十条の五」の下に「(第二百二十条の十八及び第二百二十条の二十五において準用する場合を含む。)」を加え、「因つて」を「よつて」に改め、同項第八号中「第二百二十条の二第一項」の下に「第二百二十条の十二第二項又は第二百二十条の十九第一項」を、「果樹」の下に「農作物又は特定園芸施設(第八十四条第三項の規定により共済目的とした附帯施設又は施設内農作物を含む。以下特定園芸施設等という。)」を加え、同条第三項中「第二百二十条の六第一項」の下に「又は第二百二十条の十四第一項」を加え、「係る果樹」を「係る果樹又は農作物」に、「当該果樹」を「当該果樹又は農作物」に改める。

第二百二十五条第一項第一号及び第三号中「異常事故」を「家畜異常事故」に改める。第三章第五節中第二百二十条の十三を第二百二十条の二十七とし、第二百二十条の十二を第二百二十条の二十六とし、同節を同章第七節とし、同章第四節の次に次の二節を加える。

第五節 畑作物共済
第二百二十条の十二 畑作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物の年産ごとに、農業共済組合の組合員又は次条の畑作物共済資格者が、その者が栽培する第八十四条第一項第六号の農作物で、組合等が現に行つていない畑作物共済においてその共済目的の種類として掲げる農作物を除く。次項において対象農作物という。のすべ

てを組合等の畑作物共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

一 第二百二十条の十四第一項の畑作物共済の共済目的の種類ごとに、その栽培の業務の規模が、省令の定めるところにより定款等で定める基準に達しない農作物

二 畑作物共済に付されずれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される等畑作物共済事業の適正円滑な運営を確保することができなくなるおそれがあるため畑作物共済の共済関係を成立させないことを相当とする省令で定める事由に該当する農作物

前項の規定による承諾は、農業共済組合の組合員又は次条の畑作物共済資格者が、定款等で定める申込期間内に、すべての種類の対象農作物について同項の規定による申込みをしている場合で、かつ、当該畑作物共済に係る第二百二十条の十七に規定する期間の開始前でなければ、することができない。

第二百二十条の十三 共済事業を行う市町村で畑作物共済を行うものとの間に畑作物共済の共済関係を成立させることができる者は、当該市町村が現に行つていない畑作物共済においてその共済目的の種類として掲げる農作物につき栽培の業務を営む者(省令の定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。)で、当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有するもの(以下畑作物共済資格者という。)とする。

第二百二十条の十四 畑作物共済の共済金額は、次の各号に掲げる共済目的の種類(主務大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる農作物の品種、栽培方法等に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類について、その定めた区分。以下畑作物共済の共済目的の種類等という。)ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、単

位当り共済金額に、当該各号に掲げる数を乗じて得た金額とする。

一 第八十四条第一項第六号の農作物のうち、ちばれいしよ、てん菜及びさとうきび並びに政令で定めるもの、当該農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の八十に相当する数

二 第八十四条第一項第六号の農作物のうち大豆、小豆及びいんげん並びに前号の政令で定める農作物以外のもの、当該農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の七十(大豆その他政令で定める農作物にあつては、百分の八十)に相当する数

前項の単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び主務大臣が定める地域ごとに、当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収穫物の単位当たり価格に相当する額を限度として主務大臣が定める二以上の金額につき、省令の定めるところにより組合等が定款等で定める金額とする。

第一項第一号及び第二号の基準収穫量は、主務大臣が定める準則に従い組合等が定めるものとする。

第二百二十条の十五 畑作物共済の共済掛金率は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県知事が定める地域ごとに、その区域又は地域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。

前項の畑作物基準共済掛金率は、都道府県の区域内における危険階級別の共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府県の畑作物一次共済掛金標準率、前条第一項の区分が定められた共済目的の種類

に係るものについては、当該都道府県の畑作物二次共済掛金標準率に一致し、かつ、その相互の比が各危険階級の危険程度を表示する指数の比に一致するように、主務大臣が畑作物共済の共済目的の種類等ごとに危険階級別に定める。

前項の危険階級の別、各危険階級に属する第一項の区域又は地域及び各危険階級の危険程度を表示する指数は、都道府県知事が畑作物共済の共済目的の種類等ごとに定める。

第二項の畑作物一次共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと及び都道府県の区域ごとに、省令で定める一定年間に於ける各年の被害率を基礎として主務大臣が定める。

第二項の畑作物二次共済掛金標準率は、都道府県の区域内における畑作物共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府県の同項の畑作物一次共済掛金標準率に一致するように、主務大臣が畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び都道府県の区域ごとに定める。

第二項の畑作物一次共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

第二百二十条の十六 組合等は、畑作物共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、第二百二十条の十四第一項第一号に掲げる共済目的の種類に係る畑作物共済にあつては第一号に掲げる金額、同項第二号に掲げる共済目的の種類に係る畑作物共済にあつては第二号に掲げる金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

一 共済事故による共済目的の減収量、当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条の発

芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。

一 当該組合員等が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量、その耕地の基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。

二 当該組合員等が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量、その耕地の基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。

の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の三十(大豆その他第二百二十条の十四第一項第二号の政令で定める農作物にあつては、百分の二十)を超えた場合に、単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額

第二百二十条の十七 畑作物共済の共済責任期間は、発芽期(移植をする場合にあつては、移植期)から収穫をするに至るまでの期間(主務大臣が特定の畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物につきこれと異なる期間を定めるときは、その農作物については、その主務大臣の定めた期間)とする。

第二百二十条の十八 畑作物共済には、第二百二十条の二、第二百十一條の二、第二百十一條の三、第二百十一條の四、第二百十一條の七、第二百二十条の四、第二百二十条の五及び第二百二十条の十並びに商法第六百四十四條、第六百四十五條及び第六百四十九條の規定を準用する。

の二、第二百十一條の二、第二百十一條の三、第二百十一條の四、第二百十一條の七、第二百二十条の四、第二百二十条の五及び第二百二十条の十並びに商法第六百四十四條、第六百四十五條及び第六百四十九條の規定を準用する。

「第八十四条第一項第三号に掲げる牛(十二歳をこえる種雄牛を除く。)(又は同号に掲げる馬(明け十七歳以上の種雄馬を除く。))を飼養するもの」とあるのは、「当該組合等が現に行つてゐる畑作物共済においてその共済目的の種類としてゐる第八十四条第一項第六号の農作物につき栽培の業務を営むもの」と、「当該家畜」とあるのは、「当該農作物」と、「家畜共済」とあるのは、「畑作物共済」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二百二十条の十八において準用する前項」と、第二百十一條の三第二項中「家畜共済」とあるのは「畑作物共済の」と、「家畜共済資格者」とあるのは「畑作物共済資格者」と、第二百十一條の四中「家畜共済資格者から第二百十一條」とあるのは「畑作物共済資格者から第二百二十条の十二第一項」と、第二百十一條の七第一項及び第二項中「家畜共済」とあるのは「畑作物共済」と、同条第二項中「第二百十一條の三第二項」とあるのは「第二百二十条の十八において準用する第二百十一條の三第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第二百二十条の十八において準用する前二項」と、第二百二十条の四中「第二百二十条の二第一項」とあるのは「第二百二十条の十二第一項」と、「収穫共済又は樹体共済」とあるのは「畑作物共済」と、「当該収穫共済又は樹体共済」とあるのは「当該畑作物共済」と、「開始する時」とあるのは「開始する時(さとうきびを共済目的とする場合にあつては、主務大臣の定める日)」と、第二百二十条の十中「果樹共済」とあるのは「畑作物共済」と、「第二百二十条の二第一項」とあるのは「第二百二十条の十二第一項」と、「果実の加工」とあるのは「農作

物に係る収穫物の加工」と、「当該果実」とあるのは「当該収穫物」と、「果実の数量又は品質」とあるのは「収穫物の数量」と読み替へるものとする。

第六節 園芸施設共済

第二百二十条の十九 園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設共済組合が、農業者共済組合の組合員又は次条の園芸施設共済資格者が、その者が所有し又は管理する特定園芸施設を組合等の園芸施設共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

前項の規定による承諾は、農業者共済組合の組合員又は次条の園芸施設共済資格者が特定園芸施設共済の所有者であるときは、その者が所有する特定園芸施設（当該特定園芸施設のうち、これが園芸施設共済に付されるときは、それが共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される等園芸施設共済事業の適正円滑な運営を確保することができなくなるおそれがあるためこれにつき園芸施設共済の共済関係を成立させないことを相当とする省令で定める事由に該当する特定園芸施設又は園芸施設共済に付した特定園芸施設があるときは、これらの特定園芸施設以外の特定園芸施設（のすべてについて同項の規定による申込みをしていない場合でなければ、することができない。）

第二百二十条の二十 共済事業を行う市町村で園芸施設共済を行うものとの間に園芸施設共済の共済関係を成立させることができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えている者（省令の定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。以下園芸施設共済資格者という。）とする。

- 一 特定園芸施設を所有し又は管理する者で農業を営むものであること。
- 二 当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有すること。

第二百二十条の二十一 園芸施設共済の共済責任

期間は、組合等が組合員等から共済掛金の支払（定款等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払を受けた日の翌日から一年間とする。ただし、特別の事由があるときは、定款等で別段の定めをすることができ。）

第二百二十条の二十二 園芸施設共済の共済金額は、特定園芸施設等ごとに、共済価額に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、共済価額の百分の八十を超えない範囲内において、定款等の定めるところにより、農業者共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者が申し出た金額とする。

前項の最低割合の基準は、主務大臣が定める。

第一項の共済価額は、主務大臣が定める準則に従い、当該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸施設及び附帯施設の共済責任期間開始の時における価額を基礎とし、当該園芸施設共済の共済関係に係る施設内農作物の生産費を勘案して、組合員が定める金額とする。

第二百二十条の二十三 園芸施設共済の共済掛金率は、省令で定める特定園芸施設の区分（以下施設区分という。）ごと及び施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別ごとに、次の率を合計したものとする。

- 一 共済事故（次条の園芸施設異常事故に該当するものを除く。）による損害に対応する共済掛金標準率甲を下らない範囲内において定款等で定める率
 - 二 共済事故のうち気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害（省令で定めるものに限る。以下園芸施設異常事故という。）による損害に対応する共済掛金標準率乙を下らない範囲内において定款等で定める率
- 前項第一号の共済掛金標準率甲及び同項第二号の共済掛金標準率乙は、施設区分ごと及び施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別ごとに、次の率を合計したものとする。

施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別ごとに、省令で定める一定期間における地域別の被害率を基礎として、主務大臣が当該地域別に定める。

第一項第一号の共済掛金標準率甲及び同項第二号の共済掛金標準率乙は、三年ごとに一般に改定する。

第二百二十条の二十四 組合等は、園芸施設共済については、特定園芸施設等ごとに、共済事故によつて組合員等が被る損害の額が省令で定める金額を超える場合に、その損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

前項の損害の額は、省令の定めるところにより、定款等で定める方法によつて算定するものとする。

第二百二十条の二十五 園芸施設共済には、第十一号の二、第十一号の三、第二項、第十一号の四、第十一号の七、第二百二十条の五及び第二百二十条の十並びに商法第六百三十九条、第六百四十四条、第六百四十五条、第六百四十九条及び第六百六十七条の規定を準用する。この場合において、第十一号の二第二項中「第八十四条第一項第三号に掲げる牛（十二歳をこえる種雄牛を除く。）又は同号に掲げる馬（明け十七歳以上の種雄馬を除く。）を飼養するもの」とあるのは「特定園芸施設を所有するもの」と、「当該家畜」とあるのは「その者が所有する特定園芸施設」と、「家畜共済」とあるのは「園芸施設共済」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二百二十条の二十五において準用する前項」と、第十一号の五第三項中「家畜共済」とあるのは「園芸施設共済」と、「家畜共済資格者」とあるのは「園芸施設共済資格者」と、第十一号の四「家畜共済資格者から第十一号」とあるのは「園芸施設共済資格者から第二百二十条の十

九第一項」と、第十一号の七第一項及び第二項中「家畜共済」とあるのは「園芸施設共済」と、同条第二項中「第十一号の三第二項」とあるのは「第二百二十条の二十五において準用する第二百二十条の三第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第二百二十条の二十五において準用する前二項」と、第二百二十条の十中「果樹共済」とあるのは「園芸施設共済」と、「第二百二十条の二第一項」とあるのは「第二百二十条の十九第一項」と、「これらの者からその生産した果実の加工若しくは販売の委託を受け又は当該果実の売渡しを受けたもの」とあるのは「これらの者に施設園芸用施設に係る資材の売渡しをしたもの又はこれらの者からその生産した施設内農作物に係る収穫物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該収穫物の売渡しを受けたもの」と、「当該委託又は売渡し」とあるのは「これらの売渡し又は委託」と、「果実の数量又は品質」とあるのは「資材又は収穫物の数量又は価額」と読み替へるものとする。

第二百二十一条第二項中「外を」は「ほか」に、「又は第五号」を「から第七号まで」に、「因つて」を「よつて」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二百二十二条第二項中「若しくは果樹共済資格者」を「果樹共済資格者、畑作物共済資格者若しくは園芸施設共済資格者」に改め、「果樹共済」の下に、「畑作物共済、園芸施設共済」を加える。

第二百二十三条第一項第三号中「果樹共済の下に」に、「畑作物共済及び園芸施設共済」を加える。

第二百二十四条第二項中「果樹共済の下に」に、「畑作物共済」を加え、同条第三項第一号中「異常事故」を「家畜異常事故」に改め、同条に次の一項を加える。

農業共済組合連合会の園芸施設共済に係る保険料は、次の金額を合計したもの（第二百二十条の二十一ただし書の規定により定款等で

別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その合計したものに主務大臣の定める係数を乗じて得た金額とする。

一 保険金額に第二百二十条の二十三第一項第一号の率を乗じて得た金額

二 共済金額に第二百二十条の二十三第一項第二号の率を乗じて得た金額

第二百二十五条第一項第三号中「異常事故」を「家畜異常事故」に改め、同項第四号中「果樹共済の下に」及び畑作物共済を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に一号を加える。

五 園芸施設共済に係るものにあつては、イ又はロの金額

イ 園芸施設異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては、組合員たる組合等が支払うべき共済金の百分の九十に相当する金額

ロ 園芸施設異常事故により支払うものにあつては、組合員たる組合等が支払うべき共済金に相当する金額

第二百二十五条第四項中「異常事故」を「家畜異常事故」に改める。

第二百三十二条第二項中「果樹共済の下に」、畑作物共済及び園芸施設共済を加える。

第二百三十二条の二第一項中「外」を「ほか」に、「若しくは果樹共済資格者」を「果樹共済資格者、畑作物共済資格者若しくは園芸施設共済資格者」に、「第八十四条第三項」を「第八十四条第四項」に改める。

第二百三十三条中「及び果樹共済」を「果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済」に、「因つて」を「よつて」に改める。

第三百三十四条第一項中「又は家畜共済」を「家畜共済又は園芸施設共済」に改め、同条に次の一項を加える。

農業共済組合連合会とその組合員との間に畑作物共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、主務大臣が都道府県の区域ごとに

定める畑作物共済の共済目的の区分（以下畑作物共済再保険区分という。）ごとに、政府と当該農業共済組合連合会との間に、当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。

第三百三十五条に次の二号を加える。

五 畑作物共済に係るものにあつては、畑作物共済再保険区分ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額から、総保険金額に主務大臣が定める通常標準被害率（以下畑作物通常標準被害率という。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額

六 園芸施設共済に係るものにあつては、その保険金額から、保険金額に農業共済組合連合会の園芸施設共済に係る保険事業の保険責任に係る危険の態様を勘案して主務大臣が定める率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額

第三百三十六条第三項第一号中「異常事故」を「家畜異常事故」に改め、同条に次の四項を加える。

政府の畑作物共済に係る再保険料は、畑作物共済再保険区分ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額に、再保険料基礎率を乗じて得た金額の百分の九十五に相当する金額とする。

前項の再保険料基礎率は、畑作物共済再保険区分ごと及び農業共済組合連合会ごとに、省令で定める一定年間に於ける各年の被害率のうち、畑作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として、主務大臣が定める。

政府の園芸施設共済に係る再保険料は、次の金額を合計したもの（第二百二十条の二十一ただし書の規定により定款等で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その合計したものに第二百二十四条第四項の主務

大臣の定める係数を乗じて得た金額）とする。

一 保険金額に再保険料基礎率を乗じて得た金額の百分の九十五に相当する金額

二 共済金額に第二百二十条の二十三第一項第二号の率を乗じて得た金額に相当する金額

前項第一号の再保険料基礎率は、特定園芸施設等の共済事故に該当するものを除く。）による損害のうち共済金額に前条第六号の主務大臣が定める率を乗じて得た金額を超えるもののその超える部分に於けるものとし、施設区分ごと及び施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別ごとに、省令で定める一定年間に於ける地域別の被害率を基礎として、主務大臣が当該地域別に定める。

第三百三十七条第三号中「異常事故」を「家畜異常事故」に改め、同条に次の二号を加える。

五 畑作物共済に係るものにあつては、畑作物共済再保険区分ごと及び農業共済組合連合会ごとに、農業共済組合連合会が支払うべき保険金の総額から、畑作物共済再保険区分に係る総保険金額に畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額

六 園芸施設共済に係るものうち、園芸施設異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては農業共済組合連合会が支払うべき保険金の額から、保険金額に第二百三十五条第六号の主務大臣が定める率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額、園芸施設異常事故により支払うものにあつては農業共済組合連合会が支払うべき保険金に相当する金額

第三百四十五条中「果樹共済の下に」、畑作物共済及び園芸施設共済を加える。

第三百四十六条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第四百七十七条中「一万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「行なう」を「行う」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第四百四十八条中「千円」を「五万円」に改める。

第五百十条の四中「収穫皆無耕地」を「農作物収穫皆無耕地」に、「当該収穫皆無耕地」を「当該農作物収穫皆無耕地」に改める。

第五百十条の五の次に次の二条を加える。

第五百十条の六 組合等は、さとうきびに係る畑作物共済については、当分の間、組合員等ごとに、当該組合員等がさとうきびの栽培を行う耕地で共済事故により収穫のないもの（以下さとうきび収穫皆無耕地という。）がある場合であつて、第二百二十条の十六の規定により共済金が支払われないとき又は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

一 単位当たり共済金額に、当該さとうきび収穫皆無耕地ごとの基準収穫量の合計の百分の七十（第二百二十条の十七の発芽期において共済事故により発芽しなかったことその他省令で定める事由のあるさとうきび収穫皆無耕地については、実損害額を勘案して主務大臣が定める割合）に相当する数を乗じて得た金額

二 第二百二十条の十六第一号の規定を適用して算定して得た金額

第五百十条の七 組合等との間に家畜共済、果樹共済又は園芸施設共済の共済関係の存する者（農作物共済又は畜産共済の共済関係の存する者を除く。）で、当該組合等が現に行つている畑作物共済においてその共済目的の種類としてあるさとうきびにつき栽培の業務を営むものは、第二百二十条の十八において準用する第一百一十一条の二第一項の規定の適用については、当分の間、当該組合等との間に農作物共済又は畜産共済の共済関係の存する者とみなす。

第七

なす

(農業共済基金法の一部改正)

第二条 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び果樹共済」を、「果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済」に改める。

第三十三條第一項第一号中「又は果樹共済を、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済

に「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「又は果樹共済」を、「果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済」に改める。

第三十六条第一項中「又は果樹共済」を、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済に改める。

第五十一条中「三万円」を「十万円」に改める。
第五十二条中「左の」を「次の」に、「三万円

を「十万円」に改め、同条第二号中「基く」を「基づく」に改める。

第五十三条中「三万円」を「十万円」に改める。
第五十四条中「三万円」を「五万円」に改める。

附
則

行期日

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

(畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法の廃止)

2 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法(昭和四十八年法律第七十九号。以下「臨時

措置法」という。）は、廃止する。
（臨時措置法の廃止に伴う経過措置）

3 臨時措置法の廃止の際現に存する臨時措置法に基づく畑作物共済及び園芸施設共済の共済契

約に係る共済事業、保険事業及び再保険事業については、なお従前の例による。

(以下「新農災法」という。)の規定による畑作物

共済の共済関係、保険関係及び再保険関係が成立したものとなして、新農災法の規定を適用

する。この場合において、これらの契約は、その成立の時にさかのぼって消滅するものとす

る。
前項の規定の施行に関し必要な事項は、政令

で定める。
(畑作物一次共済掛金標準率等の改定の特例)

新農災法第二百二十條の十五第二項の畑作物一
次共済掛金標準率並びに新農災法第二百二十條の

二十三第一項第一号の共済掛金標準率甲及び同項第二号の共済掛金標準率乙の昭和五十四年に

おける設定の後最初に行う一般の改定及び当該改定の次に行う一般の改定は、新農災法第二百二

十條の十五第六項及び第二百二十條の二十三第三項の規定にかかわらず、それぞれ昭和五十六年

及び昭和五十八年において行方無きものとする
(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条及び第四条ノ二中第十三条の四を

「第十三条の六」に改める。

第四条ノ二の次に次の一条を加える。

第四條ノ三 園芸施設勘定ニ於テハ園芸施設共
濟ニ関スル再保險事業經營上ノ再保險料、一

般會計及再保險金支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附屬

雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再
保險金、農業災害補償法第十三条の六ニ於テ

準用スル同法第十三条ノ規定ニ依ル交付金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及利子、

一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳
出トス

第五條中「蚕繭共済」の下に「畑作物共済」を加へ、「及果樹共済」を、「果樹共済及園芸施設共

第六條第三項及び第四項、第六條ノ二第二項、第八條並バ之第九條第二項中「又、果討助三

を「果樹勘定又ハ園芸施設勘定」に改める。

第十二条中「又、果樹勘定を、果樹勘定又

第二十二條及び第二十三條を次のように改め

第二十二條 農業災害補償法及び農業共済基金

法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第
号)附則第三項ニ規定スル再保険事業ノ経

理ハ第一条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本會計ニ於テ行
フモノトス

第二十三条 前条ノ再保險事業ノ經營上ノ歲入
歲出及業務取扱ニ関スル歲入歲出ハ夫々本會計

會計法第六條第二項の規定又は同条第三項において準用する同条第二項の規定により同會計の農業勘定又は園芸施設勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

12 この法律の施行の際農業共済再保険特別會計の臨時畑作勘定に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、同會計の農業勘定又は園芸施設勘定に帰属するものとする。

13 農業共済再保険特別會計の臨時畑作勘定の昭和五十三年年度の歳出予算の経費の金額のうち改正前の農業共済再保険特別會計法第三十条において準用する同法第十二条の規定による繰越しを必要とするものは、政令で定めるところにより、同會計の農業勘定又は園芸施設勘定に繰り越して使用することができる。

14 この法律の施行前に農業共済再保険特別會計の再保険金支払基金勘定と同會計の臨時畑作勘定との間においてされた繰入金は、改正後の農業共済再保険特別會計法第六條第二項の規定又は同条第三項において準用する同条第二項の規定の適用については、政令で定めるところにより、同會計の再保険金支払基金勘定と同會計の農業勘定又は園芸施設勘定との間においてされた繰入金とみなす。

三月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、森林組合法案

森林組合法案

森林組合法

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 森林組合

第一節 事業(第九条—第二十六条)

第二節 組合員(第二十七条—第四十一条)

第三節 管理(第四十二条—第七十三条)

第四節 設立(第七十四条—第八十二条)

第五節 解散及び清算(第八十三条—第九十条)

第二章

第三章 生産森林組合(第九十三条—第一百条)

第四章 森林組合連合会(第一百一条—第一百九条)

第五章 監督(第一百十條—第一百九条)

第六章 罰則(第二百一条—第二百二十三條)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もつて国民経済の発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「森林」及び「森林所有者」とは、それぞれ、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項及び第二項に規定する森林及び森林所有者をいう。

(組合の名称)

第三条 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会は、その名称中に「森林組合」「生産森林組合」又は「森林組合連合会」という文字を用いなければならない。

2 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会でないものは、その名称中に「森林組合」「生産森林組合」又は「森林組合連合会」という文字を用いてはならない。

(事業の目的)

第四条 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会(以下この章、第五章及び第六章において「組合」と総称する。)は、その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを旨とすべきであつて、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

(組合の人格及び住所)

第五条 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第六条 森林組合の組合員は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、同法第二十四条第一号の小規模の事業者とみなす。ただし、組合員であつて常時使用する従業員の数が百人(小売業又はサービス業を主たる事業とするものにあつては、五十人)を超え、又はその経営する森林の面積が三千ヘクタールを超えるものは、この限りでない。

2 生産森林組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用については、同法第二十四条各号に掲げる要件を備えるものとみなす。

(事業利用分置配当等の課税の特例)

第七条 組合(法人税法(昭和四十年法律第三十号)第二条第七号に規定する協同組合等に該当するものに限る。)が、組合の事業を利用した割合又は組合の事業に従事した割合に応じて配当した剰余金の金額に相当する金額は、同法の定めるところにより、当該組合の同法に規定する各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

(登記)

第八条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 第一項の規定により登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

第二章 森林組合

第一節 事業

(事業の種類)

第九条 森林組合(以下この章において「組合」という。)は、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

一 組合員のためにする森林の経営に関する指導

二 組合員の委託を受けて行う森林の施業又は経営

三 組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受け

四 病害虫の防除その他組合員の森林の保護に関する施設

五 前各号の事業に附帯する事業

2 組合は、前項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員が行う林業に必要な資金の貸付け

二 組合員が行う林業に必要な物資の供給

三 組合員の生産する林産物及び林産物以外の森林の産物の運搬、加工、保管又は販売

四 組合員の生産する環境緑化木(林産物以外の木竹及びその種苗で、環境の整備の用に供されるものをいう。以下同じ。)の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売

五 組合員が行う林業に必要な種苗の採取又は育成、林道の設置その他共同利用に関する施設

六 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設

七 組合員が行う林業の目的に供するための土地(その上にある立木竹を含む。)の売渡し、貸付け又は交換

八 組合員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設

九 組合員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工に関する施設

十 組合員のための森林施業計画の作成

十一 組合員が行う林業に関する共済に関する施設

十二 組合員の林業労働に係る安全及び衛生に関する施設

十三 組合員の福利厚生に関する施設

十四 林業に関する組合員の技術の向上及び組

合の事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供

十五 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十六 前各号の事業に附帯する事業

3 組合員の出資をさせる組合以下「出資組合」という。でなければ、第一項第三号に掲げる事業（以下「信託事業」という。）又は前項第十一号に掲げる事業（以下「共済事業」という。）を行うことができない。

4 組合は、正当な理由がないのに、組合以外の者が林道を利用することを拒んではならない。

5 組合は、前項の場合において利用料の納付その他の条件を付することを妨げない。ただし、第二十五条第一項の規定による分担金を負担させた者に対しては、組合員に付した条件を超える条件を付してはならない。

6 第二項第一号に掲げる事業を行う組合は、森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）の定めるところにより森林保険に関する事務を取り扱い、若しくは森林組合連合会が行う第一項第一号第十三号に掲げる事業に関する事務を取り扱い、又は定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、若しくはその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができ。

7 出資組合は、組合員の委託を受けて行うその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの（これに附帯するその他の土地を含む。以下この項において同じ。）の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに組合員からその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土地の売渡（当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。）の事業を行うことができる。

8 組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者に林道以外の施設（次項の規定による

ものを除く。）を利用させることができる。ただし、一事業年度において組合員並びに他の組合及びその組合員以外の者が利用することができ、その事業の分量の額は、その事業年度において組合員並びに他の組合及びその組合員が利用するその事業の分量の額を超えてはならない。

9 組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他農林水産省令で定める営利を目的とし法人に第一項第二号に掲げる事業その他農林水産省令で定める事業を、組合員が森林所有者である森林と一体として整備することが必要であると認められる森林（組合の地区内にあるものに限る。）に係る森林所有者に同項に掲げる事業を、それぞれ利用させることができる。

（信託規程）

第十條 組合が信託事業を行おうとするときは、信託規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

2 前項の信託規程には、信託事業の実施方法及び信託契約に関して農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の信託規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。（信託法の特例）

第十一條 信託事業を行う組合（以下「信託組合」という。）に森林を信託した組合員は、受益者となり信託の利益の全部を享受する。

2 信託組合は、他の者と共同して信託の引受けをすることができない。

3 信託組合は、その引き受けた信託に係る事務を他の者に委託して処理させることができる。

4 信託組合は、委託者たる組合員に資金を貸し付ける場合において必要があるときは、信託法（大正十一年法律第六十二号）第二十二條第一項本文の規定にかかわらず、その組合員の信託財産につき抵当権を取得することができる。

第十二條 信託組合については、信託法第二十二條第一項ただし書、第二十三條、第四十六條、第四十七條及び第五十八條に規定する裁判所の権限は、行政庁に属する。

第十三條 信託組合への信託は、信託法第五十六條の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

一 信託組合が受託者の任務を辞したとき。

二 信託法第四十四條の規定により受託者の任務が終了したとき。

三 信託法第四十七條の規定により受託者が解任されたとき。

四 信託組合が解散（合併による解散を除く。）をしたとき、又は第十條第一項の承認の取消しがあつたとき。

第十四條 信託法第二條、第六條から第八條まで、第十五條、第二十四條から第二十六條まで、第四十一條、第四十二條、第四十五條、第四十八條、第四十九條及び第六十六條から第七十三條までの規定は、信託組合への信託については、適用しない。

（倉荷証券の発行）

第十五條 第九條第二項第三号又は第四号に掲げる保管事業を行う組合は、農林水産大臣及び運輸大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2 前項の許可の申請は、申請書に農林水産省令、運輸省令で定める書類を添えてしなければならない。

3 第一項の許可を受けた組合は、寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

4 商法明治三十二年法律第四十八号（第六百二十七條第二項及び第六百二十八條の規定は、第一項の倉荷証券について準用する。）

5 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第八條第二項、第十二條、第十三條第二項及び第三項、第二十二條、第二十六條並びに第二十七條の規定は、第一項の場合について準用する。

この場合において、これらの規定の準用に関し必要な技術的調整等は、政令で定める。

第十六條 前條第一項の許可を受けた組合の作成する倉荷証券には、その組合の名称を冠する倉荷証券という文字を記載しなければならない。

2 組合でない者の作成する倉荷証券には、森林組合倉荷証券という文字を記載してはならない。

第十七條 組合が倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六月を限度として更新することができる。ただし、更新の際の証券の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第十八條 商法第六百十六條第一項、第六百十七條から第六百十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條までの規定は、組合が倉荷証券を発行した場合について準用する。

（共済規程）

第十九條 組合が共済事業を行おうとするときは、共済規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

2 前項の共済規程には、共済事業の種類その他の共済事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の共済規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。（責任準備金）

第二十條 共済事業を行う組合は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度末において、共済事業の種類ごとに、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

（会計の区分経理）

第二十一條 共済事業を行う組合は、共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

（財産の運用方法の制限）
第二十二條 共済事業を行う組合の財産で前條の

規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するものは、農林水産省令で定める方法によるほか、これを運用してはならない。

(団体協約の効力)

第二十三条 第九条第二項第十五号の団体協約は、書面をもつてすることによって、その効力を生ずる。

2 組合員の締結する契約であつてその内容が前項の団体協約に定める規程に違反するものについては、その規程に違反する契約の部分は、その規程によつて契約したものとみなす。

(林地処分事業実施規程)

第二十四条 組合が第九条第七項に規定する事業(以下「林地処分事業」という。)を行おうとするときは、林地処分事業実施規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

2 前項の林地処分事業実施規程には、林地処分事業の実施方法及び林地処分事業に係る契約に關して農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の林地処分事業実施規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

(分担金)

第二十五条 組合は、林道を開設し、改良し、又は復旧したときは、都道府県知事の認可を受け、その事業の実施によつて特に利益を受ける者(その組合の組合員を除く。)にその事業に要した費用の一部を負担させることができる。

2 組合は、前項の認可を受けようとするときは、申請書にその事業に関する事業計画書、経費明細書及び受益者別分担金額を記載した書面を添え、その林道の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ同項の受益者の意見を聴かなければならない。

(森林の経営)

第二十六条 出資組合は、組合員の三分の二以上

の書面による同意を得て、森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためにはその組合が自ら経営することが相当と認められる森林で、その組合の地区内にあるもの及びこれに併せて経営することを相当とするその組合の地区外にあるものにつき、森林の経営(委託又は信託を受けて行うものを除く。)及びこれに附帯する事業を行うことができる。

2 出資組合の行う前項の事業に常時従事する者の三分の一以上は、その組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならない。

第二節 組合員

(組合員たる資格)

第二十七条 組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 森林所有者たる個人(森林所有者たる個人と同一の世帯に属する者で当該個人が森林所有者である森林についてその委託を受けて森林の経営を行うもののうち、当該個人が指定する一人の者を含む。)

二 生産森林組合その他の森林所有者たる法人

三 前二号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となつてゐる団体(前号に掲げる法人を除く。)

四 前三号に掲げる者のほか、組合の地区内において林業を行う者又はこれに従事する者でその組合の施設を利用することを相当とするもの

2 前項第一号及び第二号の規定の適用については、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなつた者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者とみなす。

(出資)

第二十八条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

2 出資組合の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

4 出資組合の組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて出資組合に対抗することができない。

(回転出資金)

第二十九条 出資組合は、前条第一項の出資のほか、定款で定めるところにより、組合員に対しその組合事業の利用分量に応じて配当した剰余金の全部又は一部を、五年を限り、その者に出資させることができる。

2 組合員は、前項の規定により出資(以下「回転出資金」という。)の払込みについて、相殺をもつて出資組合に対抗することができない。

(持分の譲渡)

第三十条 出資組合の組合員は、出資組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(議決権及び選挙権)

第三十一条 組合員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。ただし、第二十七条第一項第三号又は第四号の規定による組合員(以下「準組合員」という。)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 各組合員は、前項ただし書の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十四条第三号の適用については、平等の議決権を有するものとみなす。

3 組合員は、定款で定めるところにより、第五十三条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

4 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

5 代理人は、五人以上の組合員を代理することができる。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(経費)

第三十二条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(過怠金)

第三十三条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に対し過怠金を課することができる。

(専用契約)

第三十四条 組合は、定款で定めるところにより、一年を超えない期間を限り、組合員がその組合の施設の一部を専ら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができる。

2 前項の契約の締結は、組合員の任意とし、組合は、その締結を拒んだことを理由としてその組合員がその組合の施設を利用することを拒んではならない。

(加入の自由)

第三十五条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(脱退の自由)

第三十六条 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

(法定脱退)

第三十七条 組合員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その総会の日の一週間前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならぬ。 一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員 二 出資の払込み、経費の支払その他の組合に対する義務を怠つた組合員 三 その他定款で定める事由に該当する組合員 3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に對抗することができない。 (脱退者の持分の払戻し) 第三十八条 出資組合の組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。 2 前項の持分は、脱退した事業年度末におけるその出資組合の財産によつて定める。 (時効) 第三十九条 前条第一項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。 (払戻しの停止) 第四十条 出資組合は、脱退した組合員がその出資組合に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻しを停止することができる。 (出資口数の減少) 第四十一条 出資組合の組合員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができる。 2 第三十八条及び第三十九条の規定は、前項の規定による出資口数の減少について準用する。 第三節 管理 (定款に記載すべき事項) 第四十二条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、組合員に出資をさせない組合(以下「非出資組合」という。)	の定款には、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を記載しなくてもよい。 一 事業 二 名称 三 地区 四 事務所所在地 五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定 六 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度 七 経費の分担に関する規定 八 剰余金の処分及び損失金の処理に関する規定 九 準備金の額及びその積立ての方法 十 役員の数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定 十一 事業年度 十二 公告の方法 2 組合の定款には、前項に掲げる事項のほか、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名又は名称、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに對して与える出資口数を記載しなければならない。 3 農林水産大臣は、模範定款例を定めることができる。 (規約で定めうる事項) 第四十三条 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。 一 総会又は総代会に関する規定 二 業務の執行及び会計に関する規定 三 役員に関する規定 四 組合員に関する規定 五 その他必要な事項 (役員の数及び選挙又は選任) 第四十四条 組合に役員として理事及び監事を置く。	2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。 3 役員は、定款で定めるところにより、組合員が総会(設立当時の役員にあつては、創立総会)において選挙する。ただし、定款で定めるところにより、役員を総会外において選挙することができる。 4 役員は、無記名投票によつて行ふ。ただし、定款で定めるところにより、役員候補者が選挙すべき役員の数以内であるときは、投票を省略することができる。 5 投票は、組合員一人につき一票とする。 6 定款によつて定めた投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者(第四項ただし書の規定により投票を省略した場合にあつては、当該候補者を当選人とする。 7 総会外において役員を選挙を行うときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。 8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、組合員が総会設立当時の役員にあつては、創立総会において選任することができる。 9 理事の定数の少なくとも五分の三は、組合員(准組合員を除く。以下この項において同じ。)たる個人又は組合員たる法人の業務を執行する役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも五分の三は、組合員にならうとする個人又は組合員にならうとする法人の業務を執行する役員でなければならない。 (役員の任期) 第四十五条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。 2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会(合併による設立の場合にあつては、設立委員)において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。 (理事の職務) 第四十六条 理事は、法令、法令に基づいてする	行政庁の処分、定款、規約、信託規程、共済規程、林地処分事業実施規定(以下「法令等」という。及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。 2 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に對し連帯して損害賠償の責めに任ずる。 3 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に對し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第五十六条第一項の書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。 (役員の新職禁止) 第四十七条 理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と、それぞれ兼ねてはならない。 (競業関係にある者の役員等への就任禁止) 第四十八条 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業(その組合の組合員の営む林業及びその組合が直接又は間接にその構成員となつている森林組合連合会の行う事業を除く。)を営む者(その者が法人であるときは、これを代表する地位にある者は、その組合の理事、監事、参事又は会計主任になることができる。) (理事の自己契約等の禁止) 第四十九条 組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。 (総会の招集) 第五十条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。 第五十一条 組合員(准組合員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。 第五十二条 理事の職務を行う者がいないとき、又
---	--	---	--

は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(総会招集の手続)

第五十三条 総会招集の通知は、その総会の日前十日までに、その会議の目的たる事項を示し、しなければならない。

(組合員に対する通知又は催告)

第五十四条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第五十五条 理事は、定款、規約、信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、非出資組合の組合員名簿には、第三号及び第四号に掲げる事項を記載しなくてもよい。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

四 払込済出資額(回転出資金の額を除く。以下同じ。及びその払込みの年月日

五 准組合員である者については、その旨

3 組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第五十六条 理事は、通常総会の日の一週間前までに、非出資組合にあつては事業報告書及び財産目録を、出資組合にあつては事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければなら

ない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(役員の変更の請求)

第五十七条 組合員(准組合員を除く。)は、総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員の変更を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令等の違反を理由として改選を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。この場合には、第五十一条及び第五十二条の規定を準用する。

5 第三項の書面の提出があつたときは、理事は、総会の日の一週間前までにその請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6 第一項の規定による請求につき第四項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(役員についての商法等の準用)

第五十八条 商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定は理事及び監事について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十六条まで及び第六十一条第一項の規定は理事について、第七四六条、民法第五十九条及び商法第二百七十

八条の規定は監事について、それぞれ準用する。

この場合において、民法第五十六条中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官」とあるのは、「行政庁ハ利害關係人」と読み替へるものとする。

(参事及び会計主任)

第五十九条 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数で決する。

3 商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条の規定は、参事について準用する。

第六十条 組合員(准組合員を除く。)は、総組合員(准組合員を除く。)の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決定しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の一週間前までに当該参事又は会計主任に第二項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(総会の議決事項)

第六十一条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約、信託規程、共済規程又は林地処分事業実施規程の設定、変更又は廃止

三 毎事業年度の事業計画の設定又は変更

四 経費の賦課及び徴収の方法

五 貸付金の利率の最高限度

六 毎事業年度内における借入金金の最高限度

七 森林組合連合会の設立の発起人となり、又はその設立準備会の議事に同意すること。

八 組合若しくは森林組合連合会への加入又は組合若しくは森林組合連合会からの脱退

2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第七十八条第二項、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の認可について準用する。

(総会の議事)

第六十二条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わることはできない。

(特別議決事項)

第六十三条 次に掲げる事項は、総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、出席者の議決権の三分の二以上の多数で決しなければならない。

一 定款の変更

二 解散又は合併

三 組合員の除名

(総会についての民法及び商法の準用)

第六十四条 民法第六十四条及び第六十六条並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)は、総会について準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあるのは「森林組合法第六十三條」と、商法第二百四十三条中「第二百三十二條」とあるのは「森林組合法第五十三條」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三條」とあるのは「森林組合法第六十三條」と読み替へるものとする。

(総代会)

第六十五条 組合員(准組合員を除く。以下この条において同じ。)の総数が二百人を超える組合は、定款で定めるところにより、総会に代わ

るべき総代会を設けることができる。

2 総代は、組合員でなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時ににおける組合員の総数の四分の一（その総数が八百人を超える組合にあつては、二百人）以上でなければならない。

4 第四十四条第三項から第七項までの規定は、総代について準用する。

5 総会に関する規定は、総代会について準用する。この場合において、第三十一条第五項中「五人」とあるのは、「二人」と読み替えるものとする。

6 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙及び解散又は合併の議決をすることができない。

7 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

（出資一口の金額の減少）

第六十六条 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べ、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

第六十七条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3 商法第三百八十条（監査役に関する部分を除く。）の規定は、出資組合の出資一口の金額の減少について準用する。

（準備金及び繰越金）

第六十八条 出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

4 第九条第一項第一号又は同条第二項第十四号に掲げる事業を行う出資組合は、当該事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

（剰余金の配当）

第六十九条 出資組合は、損失をてん補し、前条第一項の準備金及び同条第四項の規定による繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 前項の剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の組合事業の利用分置又は払込済出資額に応じてしなければならない。この場合において、払込済出資額に応じてする配当の率は、年八パーセント以内において政令で定める割合を超えてはならない。

第七十条 出資組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の払込みを終わるまでは、組合員に配当する剰余金をその払込みに充てることができない。

（回転出資金による損失のてん補）

第七十一条 出資組合は、回転出資金を損失のてん補に充てることができる。

2 出資組合は、回転出資金を損失のてん補に充ててなお残額がある場合には、その払込みに充てた剰余金を生じた事業年度の次の事業年度の開始の日から起算して五年を経過したときこれを払い戻さなければならない。ただし、当該期間内に、総会において払い戻すべき旨の議決をしたとき、又は組合員が脱退したときは、当該議決又は脱退に係る事業年度末にこれを組合員又は脱退した者に払い戻さなければならない。

（財務基準）

第七十二条 第二十条から第二十二条まで及び第六十八条から前条までに定めるもののほか、出資組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができるように、その財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令で定める。

（組合の持分取得の禁止）

第七十三条 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第四節 設立

（発起人）

第七十四条 組合を設立するには、組合員（准組合員を除く。）とならうとする者十人以上が発起人となることを必要とする。

（設立準備会）

第七十五条 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目録見書を作成し、これを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

2 前項の規定による公告は、設立準備会の日二週間前までにしなければならない。

第七十六条 設立準備会においては、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定め、かつ、出席した組合員（准組合員を除く。）とならうとする者の中から定款の作成に当たるべき者（以下「定款作成委員」という。）を選任しなければならない。

2 定款作成委員は、十人以上でなければならない。

3 設立準備会の議事は、出席した組合員（准組合員を除く。）とならうとする者の過半数の同意をもって決する。

（創立総会）

第七十七条 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、これを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の規定による公告は、創立総会の日二週間前までにしなければならない。

3 定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会は、組合員（准組合員を除く。）たる資格を有する者であつてその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席しなければ、開くことができない。

6 創立総会の議事は、前項の規定による申出をした出席者の議決権の三分の二以上で決する。

7 第五項の規定による申出をした者は、書面又は代理人をもつて議決権及び選挙権を行使することができる。

8 第三十一条（第三項を除く。）、第六十二条第二項及び第三項、民法第六十六条並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条の規定（これらの規定中監査役に関する部分を除く。）は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「森林組合法第七十七条第一項」と、同法第二百四十七条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「森林組合法第七十七条第六項」と読み替えるものとする。

（設立の認可の申請）

第七十八条 発起人は、創立総会の終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

い。

(設立の認可)

第七十九条 行政庁は、前条第一項の規定による申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいて行政庁の処分違反するとき。

二 事業を行うために必要な経常的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

第八十条 第七十八條第一項の規定による申請があつたときは、行政庁は、申請書を受領した日から二月以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知をしなければならない。

2 行政庁が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合において、発起人は、行政庁に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

3 行政庁が第七十八條第二項の規定により報告書の提出の要求をしたときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。

4 行政庁は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5 発起人が不認可の取消しを求める訴えを提起した場合において、裁判所がその取消しの判決をしたときは、その判決の確定の日に設立の認可があつたものとみなす。第二項後段の規定は、この場合について準用する。

(理事への事務引渡し)

第八十一条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

2 出資組合の理事は、前項の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく出資の第一回の払込みをさせなければならない。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出

資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立の後にすることを妨げない。

(成立の時期)

第八十二条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

第五節 解散及び清算

第八十三条 組合は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の決議

二 組合の合併

三 組合の破産

四 定款で定める存立時期の満了

五 第四十四条第一項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第七十八條第二項、第七十九條(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

4 組合は、第一項に掲げる事由によるほか、組合員(准組合員を除く。)が十人未満になつたことにより解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

6 第九條第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事業を行わない組合にあつては、第一項及び第四項の事由によるほか、第十條第一項の承認の取消しによつて解散する。

(合併の手續)

第八十四条 組合が合併しようとするときは、各組合の総会において合併を議決しなければならない。

2 合併をするには、定款及び事業計画を行政庁に提出して合併の認可を申請しなければならない。

3 第七十八條第二項、第七十九條及び第八十條

の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。

4 第六十六條及び第六十七條の規定は、出資組合の合併について準用する。

第八十五条 合併によつて組合を設立するには、各組合の総会において組合員(准組合員を除く。)の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 第六十三條の規定は、前項の規定による設立委員の選任について準用する。

3 第四十四条第九項本文の規定は、第一項の規定による役員のうち理事の選任について準用する。

(合併の時期)

第八十六条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合がその主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第八十七条 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(当該組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務及び当該組合が信託組合である場合には、当該組合の信託に関する権利義務を含む。)を承継する。

(清算人)

第八十八条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事がその清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 組合が第八十三條第六項の規定により解散したときは、前項の規定及び第九十二條において準用する民法第七十五條の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

(清算事務)

第八十九条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては

財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第九十条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

第九十一条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第九十二条 民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二第五項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは、「森林組合法第八十八條第一項」と読み替へるものとする。

第三章 生産森林組合

(事業の種類)

第九十三条 生産森林組合(以下この章において「組合」という。)は、森林の経営(委託又は信託を受けて行うものを除く。)及びこれに附帯する事業を行うものとする。

2 組合は、前項の事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一 環境緑化木又は食用きのこの生産
二 森林を利用して行う農業
三 前二項の事業に附帯する事業

3 第九條第四項及び第五項本文の規定は、組合に係る林道について準用する。

(組合員たる資格)

第九十四条 組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 組合の地区内にある森林又はその森林につ

二 組合の地区内に住所を有する個人で林業を行ふもの又はこれに従事するもの
(組合の事業と組合員との関係)

第九十五条 組合員の二分の一以上は、その組合の行う事業に常時従事する者でなければならぬ。

2 組合の行う事業に常時従事する者の三分の一以上は、その組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならぬ。
(出資)

第九十六条 組合員は、出資一口以上を有しななければならない。

2 組合の総出資口数の過半数は、その組合の行う事業に常時従事する組合員によつて保有されなければならない。

(定款に記載すべき事項)

第九十七条 組合の定款には、第四十二条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十二号までに掲げる事項を記載しなければならない。

(役員)

第九十八条 組合に役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3 理事は、組合員(設立当時の理事にあつては、組合員にならうとする者)でなければならぬ。

(剰余金の配当)

第九十九条 組合は、損失をてん補し、次条第二項において準用する第六十八条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 組合の剰余金の配当は、定款で定めるところにより、年十パーセントを超えない範囲内において払込出資額の割合に応じ、又は組合員が組合の事業に従事した程度に応じてしなければならない。

(準用規定)

第一百条 第二十八条第三項から第五項まで、第三十条、第三十一条第一項本文及び第三項から第六項まで、第三十三条並びに第三十五条から第四十一条までの規定は、組合員について準用する。

2 第四十二条第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条第三項から第八項まで、第四十五条から第六十条まで、第六十一条(同条第一項第四号及び第五号を除く)、第六十二条から第六十七号まで、第六十八号第一項から第三項まで、第七十条、第七十二条並びに第七十三条の規定は組合の管理について準用する。この場合において、第四十八条中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合又は森林組合連合会」と、第六十一条第一項第七号中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合若しくは森林組合連合会」と、同項第八号中「組合」とあるのは「森林組合」と、第七十二条中「第二十号から第二十二号まで及び第六十八号から前条まで」とあるのは「第九十九号並びに第一百条第二項において準用する第六十八号第一項から第三項まで及び第七十条」と読み替へるものとする。

3 第七十四条から第八十二条までの規定は、組合の設立について準用する。この場合において、第七十四条及び第七十六条第二項中「十人以上」とあるのは、「五人以上」と読み替へるものとする。

4 第八十三条第一項から第五項まで、第八十四条から第八十七条まで、第八十八条第一項及び第八十九条から第九十二条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人未満」とあるのは、「五人未満」と読み替へるものとする。

第四章 森林組合連合会
(事業の種類)
第一百一条 森林組合連合会(以下「連合会」という。)は、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一 連合会を直接又は間接に構成する者(以下「所属員」という。)のためにする森林の経営に関する指導
二 病害虫の防除その他所属員の森林の保護に関する施設
三 会員の行う事業に必要な資金の貸付け
四 会員の行う事業に必要な物資の供給
五 所属員の生産する林産物及び林産物以外の森林の産物の運搬、加工、保管又は販売
六 所属員の生産する環境緑化木の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売
七 所属員の行う林業に必要な種苗の採取又は育成、林道の設置その他共同利用に関する施設
八 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設
九 所属員の行う林業の目的に供するための土地(その上にある立木竹を含む。)の売渡し、貸付け又は交換
十 所属員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設
十一 所属員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工に関する施設
十二 所属員のための森林施業計画の作成
十三 所属員の行う林業に関する共済に関する施設
十四 所属員の林業労働に係る安全及び衛生に関する施設
十五 所属員の福利厚生に関する施設
十六 林業に関する所属員の技術の向上並びに森林組合及び生産森林組合(以下この章において「組合」と総称する。)の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育並びに所属員に対する一般的情報の提供
十七 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
十八 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設
十九 前各号に掲げる事業に附帯する事業

2 連合会は、正当な理由がないのに、所属員以外の者が林道を利用することを拒んでならぬ。

3 連合会は、前項の場合において利用料の納付その他の条件を付することを妨げない。ただし、第九十九条第一項において準用する第二十五条第一項の規定による分担金を負担させた者に対しては、所属員に付した条件を超える条件を付してはならない。

4 会員に出資をさせる連合会(以下「出資連合会」という。)でなければ、第一項第十三号に掲げる事業を行うことができない。

5 第一項第十三号に掲げる事業を行う連合会は、森林国営保険法の定めるところにより森林保険に関する事務を取り扱い、若しくは他の連合会の行う同項第十三号に掲げる事業に関する事務を取り扱い、又は会員のために、手形の割引をし、定款で定める金融機関に対して会員の負担する債務を保証し、若しくはその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができ

6 出資連合会は、第一項に掲げる事業のほか、所属員の委託を受けて行うその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの(これに附帯するその他の土地を含む。以下この項において同じ。)の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに所属員からのその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し(当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。)の事業を併せ行うことができる。

7 連合会は、定款で定めるところにより、所属員以外の者に林道以外の施設(次項の規定によるものを除く。)を利用させることができる。ただし、一事業年度において所属員並びに他の連合会及びその所属員以外の者が利用することができる事業の分量の額は、その事業年度において所属員並びに他の連合会及びその所属員が利

下「所属員」という。)のためにする森林の経営に関する指導
二 病害虫の防除その他所属員の森林の保護に関する施設
三 会員の行う事業に必要な資金の貸付け
四 会員の行う事業に必要な物資の供給
五 所属員の生産する林産物及び林産物以外の森林の産物の運搬、加工、保管又は販売
六 所属員の生産する環境緑化木の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売
七 所属員の行う林業に必要な種苗の採取又は育成、林道の設置その他共同利用に関する施設
八 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設
九 所属員の行う林業の目的に供するための土地(その上にある立木竹を含む。)の売渡し、貸付け又は交換
十 所属員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設
十一 所属員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工に関する施設
十二 所属員のための森林施業計画の作成
十三 所属員の行う林業に関する共済に関する施設
十四 所属員の林業労働に係る安全及び衛生に関する施設
十五 所属員の福利厚生に関する施設
十六 林業に関する所属員の技術の向上並びに森林組合及び生産森林組合(以下この章において「組合」と総称する。)の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育並びに所属員に対する一般的情報の提供
十七 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
十八 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設
十九 前各号に掲げる事業に附帯する事業

下「所属員」という。)のためにする森林の経営に関する指導
二 病害虫の防除その他所属員の森林の保護に関する施設
三 会員の行う事業に必要な資金の貸付け
四 会員の行う事業に必要な物資の供給
五 所属員の生産する林産物及び林産物以外の森林の産物の運搬、加工、保管又は販売
六 所属員の生産する環境緑化木の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売
七 所属員の行う林業に必要な種苗の採取又は育成、林道の設置その他共同利用に関する施設
八 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設
九 所属員の行う林業の目的に供するための土地(その上にある立木竹を含む。)の売渡し、貸付け又は交換
十 所属員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設
十一 所属員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工に関する施設
十二 所属員のための森林施業計画の作成
十三 所属員の行う林業に関する共済に関する施設
十四 所属員の林業労働に係る安全及び衛生に関する施設
十五 所属員の福利厚生に関する施設
十六 林業に関する所属員の技術の向上並びに森林組合及び生産森林組合(以下この章において「組合」と総称する。)の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育並びに所属員に対する一般的情報の提供
十七 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
十八 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設
十九 前各号に掲げる事業に附帯する事業

用するその事業の分量の額を超えてはならない。

8 連合会は、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他農林水産省令で定める営利を目的としない法人に第一項第二号に掲げる事業その他農林水産省令で定める事業を利用させることができる。

(監査事業)

第二百二条 連合会は、前条第一項第十八号に規定する会員の監査の事業(以下「監査事業」という。)を行おうとするときは、監査規程を定め、行政庁の承認をうけなければならない。これを變更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 前項の監査規程には、監査の要領及びその実施の方法を記載しなければならない。

3 監査事業を行う連合会は、組合及び連合会の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する者で農林水産省令で定める資格を有するものを当該事業に従事させなければならない。

(会員たる資格)

第二百三条 会員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合又は連合会

二 連合会の地区の全部又は一部を地区として、他の法律に基づいて設立された協同組合(その連合会を含む。)で前号に掲げる者の事業と同種の事業を行うもの

三 組合又は連合会が主たる構成員又は出資者となつて法人(前二号に掲げる者を除く。)

(議決権及び選挙権)

第二百四条 会員は、各一個の議決権及び役員選挙権を有する。ただし、前条第二号又は第三号の規定による会員(以下「准会員」という。)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、その会員に対して、当該会員が組合である場合にあつては当該組合の組合員(准組合員を除く。)

3 各会員は、第一項ただし書及び前項の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十四条第三号の適用については、平等の議決権を有するものとみなす。

(役員)

第二百五条 理事の定数の少なくとも五分の三は、会員たる組合又は連合会の理事でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも五分の三は、設立の同意を申し出た組合又は連合会の理事でなければならない。

(競業関係にある者の役員等への就任禁止)

第二百六条 連合会の行う事業と実質的に競争関係にある事業(その連合会の所属員の営む林業及びその連合会の所属員たる組合若しくは連合会又はその連合会が所属員となつて連合会の行う事業を除く。)を営む者(その者が法人であるときは、これを代表する地位にある者)は、その連合会の理事、監事、参事又は会計主任になることができない。

(総会の議決事項)

第二百七条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 第六十一条第一項第一号、第二号、信託規程に係る部分を除く。及び第三号から第七号までに掲げる事項

二 連合会への加入又は連合会からの脱退

三 一会員のためにする手形の割引金額の最高限度

(発起人)

第二百八条 連合会を設立するには、二以上の組合又は連合会が発起人となることを必要とする。

(準用規定)

第二百九条 第十五条から第二十五条までの規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「第九條第二項第三号又は第四号」とあるのは「第九條第二項第三号又は第六号」と、第二十三條第一項中「第九條第二項第十五号」とあるのは「第九條第二項第十七号」と、第二十四條第一項中「第九條第七項」とあるのは「第九條第六項」と読み替へるものとする。

2 第二十八條から第三十條まで、第三十一條第三項から第六項まで及び第三十二條から第四十一條までの規定は、連合会の会員について準用する。

3 第四十二條、第四十三條、第四十四條第三項ただし書、第七項及び第九項を除く。、第四十五條から第四十七條まで、第四十九條から第六十條まで、第六十一條第二項及び第三項、第六十二條から第六十四條まで並びに第六十六條から第七十三條までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第四十四條第五項中「一人」とあるのは「一人、第二百四條第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える森林組合連合会にあつては、選挙権一個」と、第六十八條第四項中「第九條第一項第一号又は同条第二項第十四号に掲げる事業」とあるのは「第九條第一項第一号又は第十六号に掲げる事業」と読み替へるものとする。

4 第七十五條から第八十二條までの規定は、連合会の設立について準用する。この場合において、第七十六條第二項中「十人以上」とあるのは、「二人以上」と読み替へるものとする。

5 第八十三條から第九十二條までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三條第四項中「十人未満」とあるのは「二人未満」と、同条第六項中「第九條

第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事業を行わない組合」とあるのは「第九條第一項第十三号に掲げる事業及びこれに附帯する事業のみを行う森林組合連合会」と、「第十條第一項」とあるのは「第九條第一項において準用する第九條第一項」と、第八十五條第三項中「第四十四條第九項本文」とあるのは「第九條本文」と読み替へるものとする。

第五章 監督

(業務又は財産状況の報告の徴収)

第二百十條 行政庁は、組合から、その組合が法令等を守つていかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組合員若しくは役員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる。

(業務又は会計状況の検査)

第二百十一條 組合員又は組合員が総組合員又は総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあると認めるときは、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

3 行政庁は、共済事業を行う森林組合又は第九條第一項第十三号に掲げる事業を行う連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、何時でも、当該森林組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 行政庁は、出資組合又は出資連合会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

(行政庁の監督上の命令)

第二百十二條 行政庁は、共済事業を行う森林組合

又は第百一条第一項第十三号に掲げる事業を行う連合会に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員若しくは所屬員を保護するため、森林組合若しくは連合会の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によって必要があると認めるときは、当該事業に關し、定款、規約、信託規程、共済規程若しくは林地処分事業実施規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができ、（法令等の違反に対する措置）

第百十三條 行政庁は、第百十條の規定による報告を徴した場合又は第百十一條の規定による検査を行った場合において、その組合の業務又は会計が法令等に違反すると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができ、

2 行政庁は、組合が前項の規定による命令に従わないときは、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができ、

3 行政庁は、森林組合又は連合会が信託規程、共済規程又は林地処分事業実施規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第十條第一項の承認又は第十九條第一項若しくは第二十四條第一項（これらの規定を第百九條第一項において準用する場合を含む。）の承認を取り消すことができる、

4 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない、

（行政庁による解散命令）
第百十四條 行政庁は、次に掲げる場合には、当該組合の解散を命ずることができる、
一 組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき、

二 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき、
三 組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき、
2 前条第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する、

（議決、選挙及び当選の取消し）
第百十五條 組合員（准組合員を除く。）又は会員（准会員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）又は総会員（准会員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由とし、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一月以内にその議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる、

2 前項の規定は、創立総会の場合について準用する、
（専用契約の取消し）
第百十六條 行政庁は、第三十四條第一項（第百九條第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約の内容が公益に反すると認めるときは、その契約を取り消すことができる、

（組合に対する助言、指導等）
第百十七條 国及び都道府県は、組合に対して、その行う事業を通じ、森林の有する公益的機能の維持増進が図られるように、その健全な運営と発達について助言及び指導を行う等必要な配慮をするものとする、

（国の補助）
第百十八條 国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県知事が行う第百十一條の規定による検査に要する経費の一部を補助する、

（所管行政庁）
第百十九條 この法律における行政庁は、第八十七條、第百條第四項及び第百九條第五項において準用する場合を含む。）の場合を除いては、都道府県の区域又はその区域を超える区域を地区とする組合については農林水産大臣とし、その他の組合については都道府県知事とする、
2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる、

第六章 罰則
第百二十條 組合の役員が、どのような名義をもつてするのであつても、組合の事業の範囲外において貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する、

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役刑及び罰金刑を併科することができる、
3 第一項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、適用しない、

第百二十一條 第十五條第五項、第百九條第一項において準用する場合を含む。）以下の条において同じ。）において準用する倉庫業法第二十七條第一項若しくはこの法律第百十條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十五條第五項において準用する倉庫業法第二十七條第一項若しくはこの法律第百十一條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する、

2 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して同項の罰金刑を科する、
第百二十二條 次に掲げる場合には、組合の役員又は清算人は、十万円以上の過料に処する、
一 この法律の規定又は他の法律の特別の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行ったとき、

二 第八條第一項の規定に基づく政令で定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき、
三 第九條第四項（第九十三條第三項において準用する場合を含む。）第九條第五項ただし書若しくは第八項ただし書又は第百一条第二項、第三項ただし書若しくは第七項ただし書の規定に違反したとき、
四 第十條第一項の規定に違反したとき、
五 第十九條第一項又は第二十條から第二十二條まで（これらの規定を第百九條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき、
六 第二十四條第一項（第百九條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき、
七 第三十四條第二項、第百九條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき、
八 第三十五條（第百條第一項及び第百九條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき、
九 第四十七條（第百條第二項及び第百九條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき、
十 第五十條から第五十二條まで（これらの規定を第百條第二項及び第百九條第三項において準用する場合並びに第五十一條及び第五十二條の規定を第五十七條第四項（第百條第二項及び第百九條第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき、
十一 第五十五條第一項若しくは第五十六條第一項（これらの規定を第百條第二項及び第百九條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第五十五條第三項若しくは第五十六條第三項（これらの規定を第百條第二項及び第百九

条第三項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧を拒んだとき。

十二 第五十七條第五項又は第六十條第四項（これらの規定を第百條第二項及び第百九條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十三 第六十六條若しくは第六十七條第二項（これらの規定を第百條第二項及び第百九條第三項において準用する場合を含む。）の期定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第八十四條第四項（第百條第四項及び第百九條第五項において準用する場合を含む。）において準用する第六十六條若しくは第六十七條第二項の規定に違反して出資組合、生産森林組合若しくは出資連合会の合併をしたとき。

十四 第六十八條（第百條第二項及び第百九條第三項において準用する場合を含む。）、第六十九條（第百九條第三項において準用する場合を含む。）、又は第九十九條の規定に違反したとき。

十五 第七十三條（第百條第二項及び第百九條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十六 第八十三條第五項（第百條第四項及び第百九條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十七 第八十九條又は第九十一條（これらの規定を第百條第四項及び第百九條第五項において準用する場合を含む。）の書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十八 第九十條（第百條第四項及び第百九條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十九 第九十二條（第百條第四項及び第百九條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する民法

第七十九條第一項又は同法第八十一條第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十 第九十二條において準用する民法第七十九條第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

二十一 第九十二條において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

二十二 第九十二條の規定による命令に従わなかつたとき。

2 第四十八條（第百條第二項において準用する場合を含む。）又は第六十六條の規定に違反した者は、これを十萬圓以下の過料に処する。

3 連合会の役員又は職員が、監査事業に係る業務に關して知り得た秘密を故なく他に漏らし、又は窃用したときは、これを十萬圓以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

第二百二十三條 第三條第二項又は第十六條第二項（第百九條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、五萬圓以下の過料に処する。

附則

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第二條 この法律の施行の際現に存する改正前の森林法（以下「旧森林法」という。）第七十九條第二項に規定する施設組合、同條第十項に規定する生産組合又は旧森林法第五十四條第一項に規定する連合会は、それぞれ、この法律の規定により設立された森林組合、生産森林組合又は連合会とみなす。

第三條 この法律の施行前に旧森林法第六章の規定（これに基づく命令を含む。）によりされた処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）の適用については、この法律（これに基づく命令を含む。）の相当規定によりされたものとみなす。

第四條 この法律の施行の際現に存する連合会であつて生産森林組合連合会という名称を使用しているものについては、第三條第一項に規定する要件を満たすものとみなす。

第五條 旧森林法第六十八條第二項の規定による登記簿は、第八條第一項の規定に基づく政令の規定による登記簿とみなす。

第六條 第十條第一項の規定は、この法律の施行の際現に森林組合が旧森林法第七十九條第一項第一号の規定により行つてゐる信託の引受けについては、適用しない。

2 第十九條第一項（第百九條第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に森林組合又は連合会が旧森林法第七十九條第二項第七号又は第百五十四條第一項第八号の規定により行つてゐる共済に關する事業については、この法律の施行の日から起算して一年間は、適用しない。

3 第二十四條第一項（第百九條第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に森林組合又は連合会が旧森林法第七十九條第七項又は第百五十四條第五項の規定により行つてゐる事業については、適用しない。

第七條 第四十七條（第百條第二項及び第百九條第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に森林組合、生産森林組合又は連合会の使用人と兼ねてゐる理事については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

第八條 この法律の施行の際現に生産森林組合の組合員である者で旧森林法第八十六條第二項第一号に掲げる資格を有するものは、第九十四條第二号に掲げる資格を有する者とみなす。

第九條 この法律の施行の際現に在任する連合会の理事については、その任期が満了するまでの間は、第百五十五條本文の規定にかかわらず、なお旧森林法第五十六條本文の規定の例による。

第十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（森林法の一部改正）
第十二條 森林法の一部を次のように改正する。

行の際現に森林組合又は連合会が旧森林法第七十九條第七項又は第百五十四條第五項の規定により行つてゐる事業については、適用しない。

第七條 第四十七條（第百條第二項及び第百九條第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に森林組合、生産森林組合又は連合会の使用人と兼ねてゐる理事については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

第八條 この法律の施行の際現に生産森林組合の組合員である者で旧森林法第八十六條第二項第一号に掲げる資格を有するものは、第九十四條第二号に掲げる資格を有する者とみなす。

第九條 この法律の施行の際現に在任する連合会の理事については、その任期が満了するまでの間は、第百五十五條本文の規定にかかわらず、なお旧森林法第五十六條本文の規定の例による。

第十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（第六章 削除）に、「第二百

を「第六章 削除」に、「第二百

第二百十條及び第二百十一條を次のように改める。

第二百十條及び第二百十一條 削除

第二百十二條中「若しくは第二百十條第一項を削る。」

第二百十三條中「及び第二百十一條を削り、外をほか」に「但し」を「ただし」に「尽された」を「尽くされた」に改める。

第二百十四條及び第二百五條を削る。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十三條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「森林組合」の下に「生産森林組合」を加える。

第十三條第一項第二号及び第十四條第二項中「又ハ所屬森林組合」を「所屬森林組合又ハ所屬生産森林組合」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第十四條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四條の二第五項第十号を次のように改める。

十 森林組合法

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第十五條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号二を次のように改める。

二 森林組合法(昭和五十三年法律第

号)

(運輸省設置法の一部改正)

第十六條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四十條第一項第二十二号の二及び第二十二号の三中「倉庫業」の下に「その他の保管事業」を加える。

(農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部改正)

第十七條 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「森林組合」の下に「生産森林組合」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の二第二項第九号を次のように改める。

九 森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合(当該組合の事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)

第七十三條の七第十号中「森林法第七十九條第十項に規定する生産組合」を「生産森林組合」に改める。

第三百四十八條第二項第二十五号中「森林法」を「森林組合法(昭和五十三年法律第

号)」に改め、同條第四項中「森林法」を「森林組合法」に改める。

第五百八十六條第二項第七号中「森林組合」の下に「及び生産森林組合」を加える。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第十九條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「森林組合」の下に「生産森林組合」を加える。

(国有林野法の一部改正)

第二十條 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第八條の二の見出しを「(無償貸付け等)」に改め、同條第一項中「左に」を「次に」に改め、「森林組合」の下に「生産森林組合」を加え、「貸付」を「貸付け」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第二十一條 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「森林組合」の下に「生産森林組合」を加える。

(森林開発公団法の一部改正)

第二十二條 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十八條第二項中「森林組合」の下に「生産森林組合」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十三條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の三第二項第五号中「森林法第七十九條第二項第五号の三又は第百五十四條第一項第六号の三」を「森林組合法(昭和五十三年法律第

号)第九條第二項第七号又は第百一十一條第一項第九号」に、「同法」を「森林法」に改める。

第六十一條第一項中「森林法第七十九條第一項の規定に基づき同項第二号に掲げる事業を行う組合を除く。」を削る。

第七十八條の二中「森林法第七十九條第一項の規定に基づき同項第二号に掲げる事業を行う森林組合」を生産森林組合に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第二十四條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二号中「森林組合」の下に「生産

森林組合」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二十五條 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項第二号を次のように改める。

二 森林組合法(昭和五十三年法律第

号)

(林業信用基金法の一部改正)

第二十六條 林業信用基金法(昭和三十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「森林組合」の下に「生産森林組合」を加え、同條第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三 森林組合法(昭和五十三年法律第

号)第九條第二項第一号に掲げる事業を行

う森林組合で政令で定めるもの

四 森林組合法(昭和五十三年法律第

号)第九條第二項第一号に掲げる事業を行

う森林組合で政令で定めるもの

(森林組合併助成法の一部改正)

第二十七條 森林組合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二條中「森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第七十九條第一項第一号に掲げる事業を行なうものに限る。」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十八條 法人税法の一部を次のように改正する。

別表第三中

森林組合(森林法第七十九條第十項(生産組合の事業の種類)に規定する生産組合でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)

森林組合連合会

を

森林組合	森林組合法（昭和五十三年法律第 号）
森林組合連合会	
船主相互保険組合	船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）
生産森林組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し給料賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）	森林組合法
船主相互保険組合	船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）

改める。

（入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に
関する法律の一部改正）

第二十九条 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七十九条第一項の規定に基づき同項第二号に掲げる事業を行なう森林組合をいう。以下同じ。」を削る。

（国有林野の活用に関する法律の一部改正）

第三十条 国有林野の活用に関する法律（昭和四十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第三号中「行なう農事組合法人、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七十九条第一項の規定に基づき同項第二号に掲げる事業を行なう森林組合を「行なう農事組合法人、生産森林組合」に、「行なう者」を「行なう者」に改め、同項第六号中「農業協同組合」の下に「生産森林組合」を加える。

（林業改善資金助成法の一部改正）

第三十一条 林業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二百五十四号第一項第二

号」を「森林組合法（昭和五十三年法律第 号）（第百一条第一項第三号）に改める。

三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国が行う民有林野の分収造林に関する特別措置法案（衆）

国が行う民有林野の分収造林に関する特別措置法案

（目的）

第一条 この法律は、林業の自然的経済的社会的制約により造林が十分に行われていない民有林野を効率的に利用するため、速やかに造林を行う必要があると認められる民有林野について、契約により国が造林を行い、もつて森林生産力の増進を図り、あわせてその所在する地域における雇用機会の増大等による当該地域の振興と国土の保全その他森林の有する公益的機能の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「民有林野」とは、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条

- 第三項に規定する民有林に係る土地をいう。
- この法律において「造林」とは、人工植栽の方法により森林を造成することをいう。
- この法律において「国営分収造林契約」とは、国が、民有林野につき、地上権の設定を受けて造林を行い、その造林による収益をその所有者と分収する条件でその者と締結する契約をいう。
- この法律において「造林地」とは、国営分収造林契約に基づき造林を行う民有林野をいう。
- （国営分収造林計画）
- 第三条 農林大臣は、森林法第四条に規定する全国森林計画に即して、昭和五十三年以降二十年間において締結する国営分収造林契約に基づいて行う造林の事業に関する計画（以下「国営分収造林計画」という。）を定めなければならない。
- 国営分収造林計画においては、国営分収造林契約に基づいて行う造林の目標及び造林の事業の量について定めるものとする。
- 農林大臣は、国営分収造林計画を定めようとするときは、中央森林審議会の意見を聴かなければならない。
- 農林大臣は、国営分収造林計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 農林大臣は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、国営分収造林計画を変更することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。
- （造林実施地域の指定等）
- 第四条 農林大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、中央森林審議会の意見を聴いて、自然的経済的社会的制約により造林が十分に行われていない地域であり、かつ、速やかに造林を行うことが必要であると認められる地域を造林実施地域として指定することができる。
- 農林大臣は、造林実施地域を指定したときは、遅滞なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。
- 農林大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、その全部又は一部につき造林を行う必要がなくなつたと認められる造林実施地域について、中央森林審議会の意見を聴いて、造林実施地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 前項に定める場合のほか、農林大臣は、その全部又は一部につき造林を行う必要がなくなつたと認める造林実施地域について、中央森林審議会及び関係都道府県知事の意見を聴いて、造林実施地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。
- 関係都道府県知事は、第一項若しくは第三項の申請をしようとするときは又は前項の規定により意見を申し出ようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- （国営分収造林契約の締結）
- 第五条 農林大臣は、造林実施地域内に存する民有林野の所有者が一人又は数人共同して国営分収造林契約を締結したい旨の申出をした場合において、当該申出に係る民有林野が次の各号に掲げる要件（地方公共団体が所有する民有林野にあつては、第二号に掲げる要件を除く。）のすべてをみたすときは、当該民有林野の所有者を相手方として国営分収造林契約を締結することができる。
- 速やかに造林を行う必要があると認められること。
- 政令で定める理由により、当該民有林野についてその所有者が自ら造林を行うことが困難であること。
- 政令で定める理由により、当該民有林野について分収造林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）に規定する分収造林契約によつて造林を行うことが困難であること。
- 当該民有林野が一団地を形成していること

又は一団地を形成してないが相互に近接しており、一の事業により技術上経済上効率的に造林を行うことができること。

五 当該民有林野の面積(当該民有林野が一団地を形成していない場合にあっては、これらの民有林野の面積を合計した面積)が政令で定める面積以上であること。

2 農林大臣は、昭和七十三年四月一日以後は、前項の規定による国営分収造林契約を締結することができない。

(国営分収造林契約の内容)

第六条 国営分収造林契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 造林地の所在及び面積
- 二 当該契約の存続期間
- 三 地上権の設定に関する事項
- 四 植栽すべき樹種
- 五 植栽の予定期間
- 六 手入れの方法
- 七 伐採の時期及び方法
- 八 収益を分収する割合
- 九 造林に要する費用の負担に関する事項
- 十 その他必要な事項(持分等)

第七条 国営分収造林契約に基づいて行う造林に係る樹木は、国と造林地の所有者との共有とし、その持分は、当該契約に定められた収益を分収する割合によるものとする。

2 根株は、造林地の所有者の所有とする。ただし、国営分収造林契約において別段の定めをすることができない。

3 国営分収造林契約に基づいて行う造林に係る樹木については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百五十六條第一項の規定は、適用しない。

(収益を分収する割合等)

第八条 国営分収造林契約に基づいて行う造林による収益を国及び造林地の所有者が分収する割合は、それぞれ十分の五を標準とし、地代、造

林に要する費用等を参酌して当該契約で定める。

2 国営分収造林契約に基づいて行う造林による収益の分収は、当該造林に係る樹木の売却代金をもつてする。ただし、営林局長と造林地の所有者との協議により、材積をもつてすることができ。

3 国営分収造林契約に基づいて行う造林に係る樹木に關し、第三者から賠償金その他の金銭を受けたときは、当該金額からその請求に要した費用を控除した額を当該契約に定められた収益を分収する割合によつて分収する。

(林産物の採取)

第九条 造林地の所有者は、造林地について、次に掲げる林産物を採取することができる。

- 一 下草、落葉及び落枝
- 二 木の実及びきのこ類
- 三 手入れのため伐除した枝
- 四 植栽後二十年以内において手入れのため伐採した樹木

(処分の制限)

第十条 造林地又は第七条第一項の規定による持分の処分は、農林大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。

(造林地の貸付等)

第十一条 営林署長は、公用、公共用若しくは公益事業のため必要があるとき又は造林地の経営に支障がないときは、造林地を貸し付け、又は使用させることができる。この場合における貸付料又は使用料は、造林地の所有者の収入とする。

(国営分収造林契約の解除)

第十二条 農林大臣は、次の各号の一に該当する場合においては、国営分収造林契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 造林地の所有者が自ら造林地の経営をしようとする場合においてその経営の能力が確実であると認めるとき。
- 二 当該契約の目的を達することができないと

認めるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、政令で定める事由があるとき。

第十三条 前条の規定により国営分収造林契約を解除した場合には、次の各号の一に該当する場合を除き、直ちに、当該契約に基づいて行う造林による収益の分収を行わなければならない。

- 一 前条第一号に該当するとき。
- 二 森林法その他の法令の規定による伐採制限のため、当該契約に基づいて行う造林に係る樹木を伐採することができないとき。
- 三 当該契約に基づいて行う造林に係る樹木が幼齢である場合その他これを伐採して当該契約に基づいて行う造林による収益の分収を行うことが不適当な場合であつて、造林地の所有者が自ら当該樹木を引き継いで育成することに同意したとき。

2 前条の規定により国営分収造林契約を解除した場合において前項各号の一に該当するとき、造林地の所有者は、政令で定めるところにより算出した当該契約に基づいて行う造林に係る樹木の価額に当該樹木についての国の有する持分の割合を乗じて得た額に相当する金額を国に支払わなければならない。

3 造林地の所有者は、前項の規定による金額を支払つたときは、当該契約に基づいて行う造林に係る樹木について国の有する権利を取得する。

(国営分収造林契約に基づいて行う造林の事業に要する費用の繰入れ等)

第十四条 政府は、国営分収造林契約に基づいて行う造林の事業に要する費用に相当する金額を、毎会計年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、一般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

2 政府は、国が国営分収造林契約に基づいて分収して得た収益については、別に法律で定めるところにより、国有林野事業特別会計の国有林

野事業勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

(施行手続等の農林省令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、農林省令で定める。

附則

1 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

2 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及びその附帯業務を」と、国が行う民有林野の分収造林に関する特別措置法(昭和五十三年法律第 号)第五条第一項の契約に基づいて行う事業及びこれらの附帯業務に改める。

(農林省設置法の一部改正)

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第五十九号及び第六十号並びに第五十八条第一項中「及び公有林野等官行造林地」を「、公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地に改める。

第六十一條第四号中「公有林野等官行造林地」の下に「及び民有林野国営分収造林地」を加える。

第六十三條第一号及び第二号中「及び公有林野等官行造林地」を「、公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第六十五條等一項の表中中央森林審議会の項中「森林法」の下に「及び国が行う民有林野の分収造林に関する特別措置法(昭和五十三年法律第 号)」を加える。

第六十七條第一号及び第三号並びに第七十條第一項第一号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「、公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

うち、保険料納付済期間以外の期間(当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る。)について、一月につき三千六百円を納付することができ、

2 前項の規定による納付は、昭和五十四年十二月三十一日までに行わなければならない。

3 第一項の規定による納付は、先に経過した月の分から順次行うものとする。

4 第一項の規定により納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

5 昭和五十三年七月一日前に経営移譲をした者が、第一項の規定による納付を行うことにより、農業者年金基金法第四十一条第一号に定める経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満したときは、同号の規定にかかわらず、その者に同条の経営移譲年金を支給する。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律昭和四十四年法律第九十七号の一部を次のように改正する。

第一条の九の次に次の一条を加える。
(昭和五十三年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額額の十二倍に

相当する額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加算して得た額の十二分の一に相当する額(当該平均標準給与の月額額の十二倍に相当する額が四百九十九万五千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加算して得た額の十二分の一に相当する額(その額が三十八万円を超えるときは、三十八万円とする。)とする。)を平均標準給与の月額とみなして、旧法(附則第五条を除く。)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第三条の六第三項又は第四項」とあるのは、「第三条の七第五項において準用する第三条の六第三項又は第四項」と読み替へるものとする。

第二条の十八の次に次の三条を加える。
(昭和五十三年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の十九 第二条の十六第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加算して得た額(当該平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額が四百九十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加算して得た額(その額が四百五十六万円を超えるときは、四百五十六万円とする。)とする。)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正前の三十九年改

正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正前の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

3 第二条の十六第三項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第三条の六第三項若しくは第四項」とあるのは、「第三条の七第五項において準用する第三条の六第三項若しくは第四項」と読み替へるものとする。

第二条の二十 第二条の十七第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加算して得た額をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正前の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の二十一 第二条の十八第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、これらの規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加算して得た額をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正後の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十一年四月一日以後昭和五十二年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和五十一年四月一日以後昭和五十二年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加算して得た額をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正後の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十一年四月一日以後昭和五十二年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和五十一年四月一日以後昭和五十二年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加算して得た額をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正後の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。第三条の七の次に次の一条を加える。

(昭和五十三年三月以前に資格喪失等に係る退職年金等の最低保障に係る改定及び遺族年金の額に係る加算の特例)

第三条の八 昭和五十三年三月三十一日以前に

第一条第一項の資格の喪失をし、若しくは第

二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員

若しくは任意継続組合員又は同日以前に旧法

第三十九年第一項若しくは新法第三十九年第一

項第二号の障害給付の請求をした任意継続

組合員についての当該資格の喪失、資格喪失

事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲

げる年金(法第四十六條の六の規定の適用が

ある遺族年金を除く。以下「昭和五十三年三

月以前の年金」と総称する。)については、五

十三年三月以前の比較対象年金額(昭和五十

三年三月以前の年金の額(第一条の十又は第

二条の十九から第二條の二十一までの規定の

適用を受ける年金にあつては、これらの規定

による改定後の年金額とし、新法の規定によ

る遺族年金については、その額につき前条第

五項において準用する第三條の六第三項若し

くは第四項の規定、附則第二十六項において

準用する附則第二十項若しくは第二十一項の

規定又は法第四十六條の五の規定の適用があ

る場合には、その額からこれらの規定により

加算される額に相当する額を控除した額と

する。)を総称する。)が当該各号に掲げる額

に満たないときは、同年四月分以後、その額

を当該各号に掲げる額に改定する。この場合

においては、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の

区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十二

万二千円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 四十六

万六千五百円

二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年

金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲

げる額

イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十

年以上であるものに係る年金 六十二万

二千円

ロ 六十五歳以上の者で組合員期間が九年

以上であるものに係る年金(イに掲げる

年金を除く。)及び六十五歳未満の者で

組合員期間が二十年以上であるものに係

る年金 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三

十一万千円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年

金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲

げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子がい

る六十歳未満の妻に係る年金でその年金

の額の計算の基礎となつた組合員期間が

二十年以上であるもの 三十三万七千九

百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子がい

る六十歳未満の妻に係る年金でその年金

の額の計算の基礎となつた組合員期間が

九年以上であるもの(イに掲げる年金を

除く。) 二十五万三千四百円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子がい

る六十歳未満の妻に係る年金でイ及びロ

に掲げる年金以外のもの 十六万九千円

二 遺族である子がいなく六十歳未満の妻

又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年

金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 三十一万千円

ホ 遺族である子がいなく六十歳未満の妻

又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年

金でその年金の額の計算の基礎となつた

組合員期間が九年以上であるもの(二に

掲げる年金を除く。)及び六十歳未満の

者(妻、子及び孫を除く。)に係る年金で

その年金の額の計算の基礎となつた組合

員期間が二十年以上であるもの 二十三

万三千三百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金

十五万五千五百円

2 昭和五十三年三月以前の年金のうち退職年

金若しくは障害年金を受ける権利を有する者

が六十五歳に達したとき又は昭和五十三年三

月以前の年金のうち遺族年金を受ける権利を

有する者(遺族である子がいなく六十歳未満の

妻を除く。)が六十歳に達したときは、その達し

た日の属する月の翌月分以後、これらの額を

前項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 前条第三項の規定は、昭和五十三年三月以

前の年金のうち遺族年金であつて、その年金

たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以

上の者又は遺族である子がいなく六十歳未満の

妻であるものの額の改定について準用する。

この場合において、同項中「五十二年三月以

前の比較対象年金額」とあるのは、「次条第一

項の五十三年三月以前の比較対象年金額」と

し、「昭和五十二年八月分」とあるのは「昭和

五十二年六月分」と、「三十二万」とあるのは

「三十六万」と、「二十四万」とあるのは「二

十七万」と、「十六万」とあるのは「十八

万」と読み替へるものとする。

4 昭和五十三年三月以前の年金のうち遺族年

金を受ける権利を有する者(遺族である子が

いる六十歳未満の妻を除く。)が昭和五十三年

年六月一日以後に六十歳に達したときは、そ

の達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

5 第三条の六第三項及び第四項の規定は、第

一条の十若しくは第一項の規定又は第三項に

おいて準用する前条第三項の規定の適用を受

ける年金の額の改定について準用する。この

場合において、第三条の六第三項第一号中

「三万六千円」とあるのは「三万六千円(昭和

五十三年六月分以後の月分については、四万

八千円)」と、同項第二号中「六万」とあるの

は「六万(昭和五十三年六月分以後の月分

については、七万二千円)」と、同項第三号中

「二万四千円」とあるのは「二万四千円(昭和

五十三年六月分以後の月分については、三万

六千円)」と読み替へるものとする。

第四条第四項中「第二項の規定は、前項の場

合に」を「前項の場合には、第二項の規定を」に

改める。

第四条の五の次に次の一条を加える。

(昭和五十三年度における通算退職年金及び

通算遺族年金の額の改定)

第四条の六 前条第一項の規定の適用を受ける

通算退職年金については、昭和五十三年四月

分以後、その額を、第四条第一項及び第二項の

規定の例により算定した額に改定する。この

場合において、同条第一項第一号中「二十四

万円」とあるのは「四十三万三千二百二十四

円」と、同項第二号中「みなして」とあるのは

「みなして、四十九年改正法第一条の規定に

よる改正後の法第二十一條第一項及び第三項

の規定がそのみなされた退職年金に係る第一

条第一項の資格の喪失の日に行きわたつた

としたならば当該退職年金の額の算定の基礎

となるべき平均標準給与の月額(その月額

が、三十九年改正法附則第四條第六号の規定

が当該資格の喪失の日に行きわたつたとし

たならば当該退職年金の額の算定の基礎とな

るべき平均標準給与の月額より少ないとき

は、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額を求め、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の十第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と読み替えるものとす。

2 前条第二項又は第三項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「四十三万三千二百二十四円」と、同項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の十九第一項、第二項の二十第一項又は第二項の二十一第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と読み替えるものとす。

3 昭和五十一年四月一日以後昭和五十三年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。

この場合において、同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「四十三万三千二百二十四円」と、同項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の二十一第一項」と同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と、「新法通算退職年金の改定基礎月額」とあるのは「新法通算退

職年金の改定基礎月額」と、同項第二号中「五十年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の二」とあるのは「五十年改正法第二条の規定による改正後の法別表第一の二（昭和五十一年九月三十日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員については、五十年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の二）」と読み替えるものとする。

4 第四条の四第七項の規定は、旧法第三十七条の二第六項、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七条の三第五項又は四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第三十七条の三第六項の規定の適用を受けた通算退職年金について準用する。

5 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

6 昭和五十三年三月三十一日以前に第一条第一項の資格の喪失をし、又は第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算退職年金であつて、その年金を受ける権利が昭和五十三年三月三十一日以前に取得されたものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算退職年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

第五号中「第二条の十八」を「第二条の二十一」に改める。

附則に次の五項を加える。
(昭和五十三年四月以後の資格喪失事由等に係る退職年金等の最低保障及び遺族年金の額に係る加算の特例)
27 昭和五十三年四月一日以後に第一条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金

(法第四十六条の六の規定の適用がある遺族年金を除く。以下「昭和五十三年四月以後の年金」と総称する。)については、五十三年四月以後の比較対象年金額(昭和五十三年四月以後の年金の額(遺族年金については、その額につき法第四十六条の五の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)をいう。)が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。この場合においては、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 四十六万六千五百円

二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者に組合員期間が九年以上であるものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者に組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万一千円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 三十三万七千九百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの(イに掲げる年金を除く。) 二十五万三千四百円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る年金でイ及びロに掲げる年金以外のもの 十六万九千円

ニ 遺族である子がいない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 三十一万一千円

ホ 遺族である子がいない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が九年以上であるもの(ニに掲げる年金を除く。)及び六十歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 二十三万三千三百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十五万五千五百円

28 昭和五十三年四月以後の年金のうち退職年金若しくは障害年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したときは昭和五十三年四月以後の年金のうち遺族年金を受ける権利を有する者(遺族である子がいる六十歳未満の妻を除く。)が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

29 附則第二十四項の規定は、昭和五十三年四月以後の年金のうち遺族年金であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻であるものの額の改定について準用する。この場合において、同項中「五十三年四月

月以後の年金のうち遺族年金であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻であるものの額の改定について準用する。この場合において、同項中「五十三年四月

月以後の年金のうち遺族年金であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻であるものの額の改定について準用する。この場合において、同項中「五十三年四月

月以後の年金のうち遺族年金であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻であるものの額の改定について準用する。この場合において、同項中「五十三年四月

月以後の年金のうち遺族年金であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻であるものの額の改定について準用する。この場合において、同項中「五十三年四月

月以後の年金のうち遺族年金であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻であるものの額の改定について準用する。この場合において、同項中「五十三年四月

月以後の年金のうち遺族年金であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻であるものの額の改定について準用する。この場合において、同項中「五十三年四月

月以後の年金のうち遺族年金であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻であるものの額の改定について準用する。この場合において、同項中「五十三年四月

月以後の年金のうち遺族年金であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻であるものの額の改定について準用する。この場合において、同項中「五十三年四月

月以後の年金のうち遺族年金であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻であるものの額の改定について準用する。この場合において、同項中「五十三年四月

月以後の年金のうち遺族年金であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻であるものの額の改定について準用する。この場合において、同項中「五十三年四月

月以後の年金のうち遺族年金であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻であるものの額の改定について準用する。この場合において、同項中「五十三年四月

以後の比較対象年金額」とあるのは「附則第二十七項の五十三年四月以後の比較対象年金額」と、「昭和五十三年八月分」とあるのは「昭和五十三年六月分」と、「八月一日」とあるのは「六月一日」と、「三十二万円」とあるのは「三十六万円」と、「二十四万円」とあるのは「二十七万円」と、「十六万円」とあるのは「十八万円」と読み替えるものとする。

30 昭和五十三年四月以後の年金のうち遺族年金を受ける権利を有する者（遺族である子がいる六十歳未満の妻を除く。）が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

31 附則第二十項及び第二十一項の規定は、附

則第二十七項の規定又は附則第二十九項において準用する附則第二十四項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、附則第二十項第一号中「三万六千円」とあるのは「三万六千円（昭和五十三年六月分以後の月分については、四万八千円）」と、同項第二号中「六万六千円」とあるのは「六万六千円（昭和五十三年六月分以後の月分については、七万二千元）」と、同項第三号中「二万四千円」とあるのは「二万四千円（昭和五十三年六月分以後の月分については、三万六千円）」と読み替えるものとする。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第二条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	六六、〇〇〇円	六七、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	六七、〇〇〇円以上
第三級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円未満
第四級	七六、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上
第五級	八〇、〇〇〇円	七四、〇〇〇円未満
第六級	八五、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上
第七級	九〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円未満
第八級	九五、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上
第九級	一〇〇、〇〇〇円	八二、五〇〇円未満
第十級	一〇五、〇〇〇円	八二、五〇〇円以上
第十一級	一一〇、〇〇〇円	八七、五〇〇円未満
第十二級	一一五、〇〇〇円	八七、五〇〇円以上
第十三級	一二〇、〇〇〇円	九二、五〇〇円未満
第十四級	一二五、〇〇〇円	九二、五〇〇円以上
第十五級	一三〇、〇〇〇円	九七、五〇〇円未満
第十六級	一三〇、〇〇〇円	九七、五〇〇円以上
第十七級	一四〇、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円未満
第十八級	一四〇、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円以上
第十九級	一五〇、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円未満
第二十級	一五〇、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円以上
第二十一級	一六〇、〇〇〇円	一一二、五〇〇円未満
第二十二級	一六〇、〇〇〇円	一一二、五〇〇円以上
第二十三級	一七〇、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円未満
第二十四級	一七〇、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円以上
第二十五級	一八〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円未満
第二十六級	一八〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円以上
第二十七級	一九〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円未満
第二十八級	一九〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上
第二十九級	二〇〇、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円未満
第三十級	二〇〇、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円以上

等級	月額	月額
第二十一級	一一〇、〇〇〇円	一一五、〇〇〇円以上
第二十二級	一二〇、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円以上
第二十三級	一三〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円未満
第二十四級	一四〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円以上
第二十五級	一五〇、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円未満
第二十六級	一六〇、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円以上
第二十七級	一七〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円未満
第二十八級	一八〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上
第二十九級	一九〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円未満
第三十級	二〇〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上
第三十一級	二一〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円未満
第三十二級	二二〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上
第三十三級	二三〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円未満
第三十四級	二四〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上
第三十五級	二五〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円未満
第三十六級	二六〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上
第三十七級	二七〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円未満
第三十八級	二八〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上
第三十九級	二九〇、〇〇〇円	二〇五、〇〇〇円未満
第四十級	三〇〇、〇〇〇円	二〇五、〇〇〇円以上
第四十一級	三一〇、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円未満
第四十二級	三二〇、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円以上
第四十三級	三三〇、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円未満
第四十四級	三四〇、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円以上
第四十五級	三五〇、〇〇〇円	二三五、〇〇〇円未満
第四十六級	三六〇、〇〇〇円	二三五、〇〇〇円以上
第四十七級	三七〇、〇〇〇円	二四五、〇〇〇円未満
第四十八級	三八〇、〇〇〇円	二四五、〇〇〇円以上
第四十九級	三九〇、〇〇〇円	二五五、〇〇〇円未満
第五十級	四〇〇、〇〇〇円	二五五、〇〇〇円以上
第五十一級	四一〇、〇〇〇円	二六五、〇〇〇円未満
第五十二級	四二〇、〇〇〇円	二六五、〇〇〇円以上
第五十三級	四三〇、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円未満
第五十四級	四四〇、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円以上
第五十五級	四五〇、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円未満
第五十六級	四六〇、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円以上
第五十七級	四七〇、〇〇〇円	二九五、〇〇〇円未満
第五十八級	四八〇、〇〇〇円	二九五、〇〇〇円以上
第五十九級	四九〇、〇〇〇円	三〇五、〇〇〇円未満
第六十級	五〇〇、〇〇〇円	三〇五、〇〇〇円以上
第六十一級	五一〇、〇〇〇円	三一五、〇〇〇円未満
第六十二級	五二〇、〇〇〇円	三一五、〇〇〇円以上
第六十三級	五三〇、〇〇〇円	三二五、〇〇〇円未満
第六十四級	五四〇、〇〇〇円	三二五、〇〇〇円以上
第六十五級	五五〇、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円未満
第六十六級	五六〇、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円以上
第六十七級	五七〇、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円未満
第六十八級	五八〇、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円以上
第六十九級	五九〇、〇〇〇円	三六五、〇〇〇円未満
第七十級	六〇〇、〇〇〇円	三六五、〇〇〇円以上
第七十一級	六一〇、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円未満
第七十二級	六二〇、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円以上
第七十三級	六三〇、〇〇〇円	三八五、〇〇〇円未満
第七十四級	六四〇、〇〇〇円	三八五、〇〇〇円以上
第七十五級	六五〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円未満
第七十六級	六六〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上
第七十七級	六七〇、〇〇〇円	四〇五、〇〇〇円未満
第七十八級	六八〇、〇〇〇円	四〇五、〇〇〇円以上
第七十九級	六九〇、〇〇〇円	四一五、〇〇〇円未満
第八十級	七〇〇、〇〇〇円	四一五、〇〇〇円以上
第八十一級	七一〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円未満
第八十二級	七二〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上
第八十三級	七三〇、〇〇〇円	四三五、〇〇〇円未満
第八十四級	七四〇、〇〇〇円	四三五、〇〇〇円以上
第八十五級	七五〇、〇〇〇円	四四五、〇〇〇円未満
第八十六級	七六〇、〇〇〇円	四四五、〇〇〇円以上
第八十七級	七七〇、〇〇〇円	四六五、〇〇〇円未満
第八十八級	七八〇、〇〇〇円	四六五、〇〇〇円以上
第八十九級	七九〇、〇〇〇円	四七五、〇〇〇円未満
第九十級	八〇〇、〇〇〇円	四七五、〇〇〇円以上
第九十一級	八一〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円未満
第九十二級	八二〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上
第九十三級	八三〇、〇〇〇円	四九五、〇〇〇円未満
第九十四級	八四〇、〇〇〇円	四九五、〇〇〇円以上
第九十五級	八五〇、〇〇〇円	四六五、〇〇〇円未満
第九十六級	八六〇、〇〇〇円	四六五、〇〇〇円以上
第九十七級	八七〇、〇〇〇円	四七五、〇〇〇円未満
第九十八級	八八〇、〇〇〇円	四七五、〇〇〇円以上
第九十九級	八九〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円未満
第一百級	九〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上

第四十六条の五第一項第一号中「三万六千円」を「四万八千円」に改め、同項第二号中「六万六千円」を「七万二千元」に改め、同項第三号中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四十条第十号中「四百三十二万円」を「四百五十六万円」に改める。

附則第六条第一項第二号中「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同条第三項中「及び第五項」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

附則第七条第四項中「から第六項まで」を「及び第四項」に改め、同条第五項中「から第六項まで」を「若しくは第四項」に改め、同条第六項中「第一項の九」を「第一項の十」に改める。

附則第十二条第三項第一号中「五十八万九千円」を「六十二万二千円」に改め、同項第二号中「四十四万八千八百円」を「四十六万六千五百円」に改め、同項第三号中「二十九万四千五百円」を「三十一万一千円」に改める。

附則第十三条第一項第二号中「第四項において同じ」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

附則第十五条第二項中「第八項」を「第六項」に改め、同項第四号中「第五項において同じ」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項を同条第七項とする。

附則第十六条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第二項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第

四項とし、同条第七項中「第二項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定（農林漁業団体職員共済組合法第二十条第一項の表の改正規定を除く。）及び第三条の規定（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（以下「三十九年改正法」という。）附則第四十条第十号、第七十条第六項及び第十二条第三項の改正規定を除く。）は、同年六月一日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和五十三年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が六万四千円以下である者又は三十六万四千円である者（給与月額が三十六万五千円未満である者を除く。）の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額を基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（遺族年金の額に係る加算の特例に関する経過措置）

第三条 改正後の法第四十六条の五第一項の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた三十九年改正法による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の規定による給付についても、同年六月分以後適用する。

（旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四十条第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従

昭和五十三年三月二十三日印刷

前の例による。
（政令への委任）
第五条 この附則に規定するもののほか、給付及び標準給与に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案
漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律

附則

漁船積荷保険臨時措置法（昭和四十八年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「五年をこえない」を「十年をこえない」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

第二号中正誤

ページ	段行	誤	正
四	終わり	育成の	育成を
六	二	何らかの	何らの
九	終わり	四万を	四万も
一五	三	実事	事実
三	終わり	これに	これは
七	四	北海事	北海道
五	終わり	でしょう。	でしょうか。
一六	一	は生かして、	ばかりして、
一八	二	もらうと。	もらうと、

昭和五十三年三月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局